

招集期日 平成24年6月22日（金曜日）

招集場所 入間市庁舎5階第1委員会室

開 会 6月22日（金曜日）午後 1時30分

閉 会 6月22日（金曜日）午後 4時31分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	宮岡 幸江
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	永澤 美恵子	委員	山本 秀和
	委員	向口 文恵	委員	横田 淳一
	委員	小島 清人		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	齊 藤 光 明
	高 山 勇	玉 井 栄 治
	町 田 秀 紀	矢 崎 美 津 子

△ 開会及び開議の宣告（午後 1時30分）

委員長 こんにちは。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 それでは、次第により進めてまいります。

1の予算書、議案などの資料充実についてを議題といたします。

この件につきましては、第20回の委員会で事業概要調書の作成を求めると決定しました。

その後、6月12日の議会運営委員会で正式に決定しましたので、お手元に配付してあります「予算書の資料充実について（要望）」を入間市長に提出したいと思っております。

この件について、委員のご意見を伺いたいと思っております。見ていただいて、お願いしたいと思っております。

保守系クラブさん、お願いします。

横田委員 今これを読ませていただきまして、この内容でいいと思っておりますので、ぜひとも所沢市さんのような、資料を充実させてもらうようにしていただければと思っております。

委員長 公明党入間市議団さん、お願いします。

永澤委員 大体でいいのですけれども、ちょっと質問なのですけれども、今回、これは予算書の資料充実ということなのですが、決算に関しては公表とかということはまだ入らないのでしたっけ。その辺、ちょっと私も。これはあくまでも予算ですよね。予算の資料充実ということの一環としてホームページ公表ということが書いてあるのですけれども、これだとまだ予算に限りという話の要望書ということですよ。

決算のほうは、資料充実はあのままでいいという話ではなかったかと思うのです。内容的には今のままで、事業評価シートもあるので。ただ、ホームページというか、公表という部分でまだされていないですよ、ホームページというのは。

委員長 事務事業評価がですか。

永澤委員 されていなかったっけ。されていないですよ。そうすると、もし要望書として上げるのであれば、そこもあわせて1文でお願いできるように、予算書の資料充実と決算の公開、決算等のホームページ公開についてという形で1枚にしてしまったほうが、また決算はホームページに公開してくださいという要望を出すよりも、ここで両方言ってしまったほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

委員長 という話が出ましたが。

永澤委員 まだこれは、でもあれかな。ホームページということは、この要望書の中にも読み取るこ

とは、公表することということで、それはこちらで勝手にするから、予算、資料を充実してくださいという、市長にお願いするという話になりますか、これは。ちょっと、その辺がどちらなのか。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 ホームページ等では公表していただいて、市民にもその情報を提供してまいりたいという内容でございます。

こちらの予算書の資料の充実についてということですが、こちらはワークシートの21ページで、共産党さんから出されているものです。その内容は、予算書、議案などの資料充実というような検討内容になってございます。この委員会で何度かご協議をいただいて、主に協議していた内容が予算書に関することでしたので、こちらには、今回の要望については予算書という形で、委員長のほうと調整をしまして提案させていただきました。

以上でございます。

委員長 あれでいえば、例えば議運のほうで、一応は予算書のほうの話だけだったので、それから範囲を広げてしまうと、ここだけで、また議運に通っていない内容もつけ加えた内容になってくるのかなと今ちょっと思っているのですが。

また、決算書のほうについては、結構、決算の段階でこういう資料が欲しい、ああいう資料が欲しいという、そんなにまた、出ていた内容だと思うのですが、予算の場合には調書というのはなかったものですから、それを特別にこの委員会でもあったほうがいいという話だったものですから、議運に上げてこのような文書にさせていただいた内容だと思います。

永澤委員 1つ心配だったのが、要するにホームページの公表の部分なのです。資料の充実というのは、決算のほうは現行でいいという話になったと思うのです。事業評価シートもあるし、決算報告書等もあるので。ホームページ公表というところが、今のこれだと予算書だけになってしまうのかなという、決算に対してのホームページ公開というのがうたわれていないので、予算に限定されてしまうのかなというのがちょっと心配だったものですから、そこだけまた別の要望書を出すのか、それともホームページ公開に関しては、こちらで要望書を出さずとも、決算の場合もあわせてやってください程度で、一度予算が公開されてしまえば大丈夫なのか、ちょっとその辺がお聞きしたかったのですけれども。

委員長 事務局、どうです。

玉井主幹。

議会事務局主幹 いずれにしても、この委員会として決定していただいて、市長のほうに要望を出すということだと思います。この委員会として、今予算書に限定は、文面というか、文の内容が最初に限定されていると思います。もしこの委員会として決算書もということで決定していただければ、そこに予算書・決算書というふうな形で、内容を一部変えて市長のほうに要

望するのは問題ないかというふうに思います。ですから、この委員会でどうするのかを決定していただければよろしいのかなと。

委員長 その辺は多少大丈夫そうなので、皆様のご意見で、今永澤委員の言われた内容について、決算のほうもということになれば。いかがいたしましょうか。

安道委員。

安道委員 基本的にはこの内容でいいのかなというふうに思いました。

今のお話ですけれども、できれば、可能ということであれば、予算、決算というふうに入れていただいたほうがより丁寧になるかなというふうに思いますけれども、可能であれば。

委員長 予算、決算、両方入れるということでしょうか。

山本委員。

山本委員 ざっくり拝見させていただいて、議論のほうのウエートがかなり予算の関連資料のほうにかかっていたかとは思いますが、主眼はそこなのだろうと思うのですが、決算資料等々についても充実しているにこしたことはないし、当然、この先の問題として、ホームページ等で公表し、市民の皆さんに広く提供するという部分まで担保できる方法ということであれば、これは予算、決算としていただく形で、まとめてやっていただくということで要望されてはいかがでしょうか。

委員長 保守系クラブさんは。

宮岡幸江委員 この題名を変えれば別にどうってことはないのですけれども、ただ、今討議しているのが、予算書の資料充実についての要望を出すのであれば、ここのところに、公式ホームページより公開することというのをここへ入れてしまうから、余計ややこしくなるのかなという気がするのです。とりあえず、今ずっとやってきたのは、予算書の資料もちゃんと欲しいよということを言いたいわけではないですか。山本委員からも、所沢とか、それからさいたま市の予算のほうの資料をいただいていますよね。そういうふうにしてもらうのが今回のあれなのかなと。この公開を、私はそれを否定するわけではなくて、ここの中に一緒に書いてしまうから、余計何かややこしくなって、それこそ次の、今度の予算書のほうに間に合わせてもらうためには、まずはこの予算書のほうのことで要望書を出したらどうなのかなという気はするのですけれども。

委員長 的を絞って。

永澤委員。

永澤委員 もしそうしていただくのであれば、今ちょっと私も自分で言いながら、やっぱり市公式ホームページの公表というのは、予算、決算の資料だけではなくて、普通の議会も、議案もすべてかかってくることなので、また別枠でとっていただければ担保されるのかなという、ここで固執してホームページ公開というところがすごく気になったのです、予算だけを公開と

いうふうになってしまうと。なので、ある意味、きちっとお願いするのであれば、資料充実に限らせていただいて、ここは。ホームページ公開は、すべての議案に対してホームページ公開という、別の部分で訴えていくという、今の副委員長のお話が一番すっきりするのかなというふうに思います。

委員長　そうですね。後で私のほうで言うのもおかしいのだけれども、調書という言葉、予算の調書というのがあったではないですか。所沢とかのあれだと、わかりやすく調書って。だから、どこかに調書という言葉が入ってくると、予算の中のこの部分だというのがはっきりしてくるような気もしないでもないのですが。事前に見ておいてあれなのですから、申しわけなくて。済みません。

永澤委員　細かい部分が欲しいということですよ。

委員長　「つきましては、さいたま市や所沢市の調書の例を参考にさせていただき、より一層の資料の充実を図っていただくよう」というふうな言葉を入れさせていただいたらどうかと今ちょっと思ったのですが。事務局で、もしそういうふうにしたらどうかということがあれば。玉井主幹。

議会事務局主幹　ここで全部ちょっと説明するのは難しいと思いますけれども、大まかに今のご意見をまとめさせていただくと、まず所沢市やさいたま市さんのような事業概要調書の例を参考にさせていただいて、資料の充実を図ってくださいというのを1つ。なお書きか何かにして、そうしたものをホームページか何かで、そうしたものと議案等についてはすべてホームページ等に公開していただいて、市民にわかりやすいようにしてくださいよというような内容でつくればよろしいということですか。

委員長　どうですか。永澤委員。

永澤委員　予算資料充実についてという名前でオーケーですか。大丈夫ですか。

委員長　玉井主幹。

議会事務局主幹　「等」についてというような便利な言葉がありますので、それを使って、メインは資料を充実してくださいよ、その下に、なお、やったのなら、やった結果をホームページとかで広く市民に周知してくださいというようなお願いをすればよろしいのかなというふうに思います。

委員長　というふうな話も出て、そういうふうな方向でよろしいですか。いいですか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長　では、そういうふうなことで、今玉井主幹の言われたような言葉を入れていただいて、お願いしたいということで。

玉井主幹。

議会事務局主幹　それでは、委員長のほうと調整をさせていただきながら、また案文をつくってみま

して、次回の委員会までにお示しできるような方向でよろしいでしょうか。

委員長 永澤委員。

永澤委員 もしそれだけであるならば、早目のほうがいいかと思しますので、委員に皆さん、ファクスとかで、異論がある方ということ、次回まで延ばしてしまうとまた要望書が遅くなってしまうので。

委員長 では、早日早日で。

玉井主幹。送っていただいて、それで異存がある場合はご意見をというふうなことで。

議会事務局主幹 わかりました。いずれにしても、そこで固まったものをまた議長のほうに確認していただくという作業はあるかとは思っています。

委員長 わかりました。

では、そういうことで、予算の資料等について、入間市長へ提出するということが決定させていただきます。

それでは次に、同じく2の議長任期について、議長の立候補制についてを議題といたします。

この件につきましては、議長の任期は2年と原則1年という意見があり、立候補制の採用は各会派とも合意しましたが、質疑を行うかどうかは持ち帰りとなっていましたので、各会派より検討結果の報告をお願いしたいと思います。

保守系クラブさん。

横田委員 持ち帰った結果、やはり任期については、この前原則1年という形をとりたいというふうに言ったと思うのですが、やはり1年ということにしておいて、2年までは妨げないというような形にしたいということです。だから、今回ではなくて、これまで、前々年度までやっていたのと同じような状況で、基本、そういう考え方で申し合わせみたいな形でやっていただければということです。

あとは、あれもそうですね。立候補を表明して。

委員長 立候補の質疑を行うかどうか。

横田委員 はい。それは一応、質疑はなし、表明のみということでやりたいということです。

委員長 表明のみということだね。

公明党さん、お願いします。

永澤委員 うち、この前と変わらず、議長任期については原則2年ということで、4年の任期を2年にするというところで、ほかの委員会等の委員長案と同じ、歩調を合わせるべきではないかという話で変わりません。議長の立候補制に関しましては、質疑は各会派から1回という、一人会派の方は、ちょっとそこまでは考えていないのですけれども、会派を代表して1回のみという。

委員長 次に、共産党さん、お願いします。

安道委員 うちのほうでも、これまでどおり、任期については2年というふうなことで、それから表明については、表明のみで質疑はなしと。やっぱり、議長となると、質疑といってもなかなかこれは難しいのではないかというふうなことで、表明というふうなことで。

委員長 みらい市民クラブさん。

山本委員 うち、原則というか、議長の任期については2年で、再任を妨げないという形、それで所信表明をしていただいた後に各議員から自由に質疑を受けると、自由質疑という形で考えております。

委員長 質疑が自由。

それと、会派から一応報告を受けたのですが、議長選挙について、ちょっと本に書いてあった内容で多少疑問に思ったところがあったので、ちょっと局長のほうに調べてもらいましたので、そのことについて局長よりちょっと報告をお願いしたいと思うのですが。

議会事務局長 今のお話なのですけれども、議長選挙につきましては公職選挙法が準用されているということになります。準用されている項目は4項目あるのですけれども、立候補制については準用されていません。ただし、一般的な解説としましては、改選後すぐの議長選挙なんかにおいて、どの人物が議長にふさわしいかなんていうことはわからないことが多いと、そういう場合にはやはり立候補制をとったり、あるいは所信を表明したりと、そういうことは実質行為としてやっているのではないかと、実際にやっているのではないかとということでした。それを、決してまた、そういった制度上といたしますか、違法とかそういう問題ではないと、ただ、それは公職選挙法の立候補を準用しているわけではありませんよということ。ただ、そういうことがありますので、議会でもしそういう立候補制とかを採用するのであれば、公職選挙法を準用している議長選挙と混同しない、つまり立候補制というのは公職選挙法を準用してやっているわけではありませんよと、そこをきちっとわかるような、誤解がないようにするべきだというような話は書いてありました。

以上です。

委員長 その場合に、どのような方法で行うといいとか。

議会事務局長 それは、例えば議場で立候補したり所信を表明するということであれば、休憩をとってやるとか、あるいはさらにもっと、投票は議場でやるわけですから、選挙は議場でやるわけですから、それが一連の流れとして誤解を招かないように注意するべきであると。立候補、所信表明と議長選挙を一連でやってしまうと、見た目、一連の作業みたいな形になりますので、誤解がないようにという話なのですけれども、休憩をきちっととってやればいいということと、もしそれも誤解を招くということであれば、立候補なり所信表明は別部屋でやって、選挙だけ議場でやると、そういった方法もありますよということは書いてありました。

以上です。

委員長 一応、そういうふうな今の法律の中ではなっているということで、一応それは立候補する、表明することを妨げているものではないというふうな内容がありますが、一応そういうふうなことは知っておいていただいたほうがと思って、今ちょっと局長のほうから話していただきました。

ということで、皆さんの意見を聞いたのですが、ご意見があれば。

横田委員。

横田委員 普通は、基本的には、今も議場で選挙をやっていますけれども、その部分だけが議場でやるという。今やっている、選挙のところだけは議場でやるべきだけれども、それ以外のところは分けて考えて、議場でないところでやったほうがいいですよというような。

議会事務局長 やったほうがいいということではなくて、今やっている議長選挙というのは、公職選挙法を準用してやっている制度ですよ。そこに、公職選挙法には立候補とかというものもあるのでありますが、それは準用していませんよ。ですから、必ずしも立候補でそれを選ばなくてもいいということですよ。どんな選び方をしてもいいと、ただ、立候補制もできますよ。ただ、立候補の部分は準用してなくて、選挙の部分は準用しているということになると、一連でやってしまうと、何か見ているほうが誤解を招くこともあるので、そこは注意してくださいということなのです。つまり、立候補から投票まで、議長選挙までを公職選挙法で一連の制度の準用としてやっているという誤解をされないようにという意味なのです。

横田委員 公職選挙法を準用……

議会事務局長 している部分とそうではない部分があるので、それを一連でやってしまうと、何か見ているほうに誤解を招くのではないかとということを指摘されただけです。だから、そこはきちっと分けてやればいいのかということなのです。その分けてやるのは、別に議場でやってもいいし、きちっと休憩を入れればいいわけですから、やってもいいし、さらに誤解を招かないように注意するのであれば、別の部屋でやってもいいでしょうということなのです。

横田委員 一連でやるから、誤解を招く。

議会事務局長 招くということなのです。誤解を招きやすいという。それは、その本の指摘はそうであって、別に議場でやってもいけないということではないということなのです。

委員長 よろしいですか。

安道委員。

安道委員 そうしますと、休憩を入れてやった場合というのは、その場、休憩を入れている状況はテレビで放映されるのですか。

委員長 事務局長。

議会事務局長　そこはまた考えどころだと思います。もちろん、休憩して、立候補して所信を表明してとか、そういう一連のものを放送するかしらないかというのはまたその議会の考え方だと思いますけれども。つまり、そこは議会の中ですけれども、さっき言ったように、議長選挙、いわゆる公職選挙法で行われる議長選挙からずっと外れている部分なので、どうするかということだと思いますけれども。どちらでもいいと思いますけれども。

委員長　準用している部分が何条、何条とあって、その部分だけは公職選挙法のを使っているけれども、立候補してそれを表明するという、普通、一般的には立候補しないと、公職選挙法では投票してもらえないわけですから、そういうふうなあれではないというふうな。46条とか何か、いろいろ項目があってあれなのですが、具体的には、だからそれを誤解されないようにということが書いてあったということです。もしあれでしたら、また詳しく。という内容です。

それでは、いろいろ意見が出ましたが、その辺のところを皆さんで話し合っていたきたいと思うのですが。最初の任期が2年と1年と原則なっていますが、その辺のところでご意見があれば。

横田委員。

横田委員　何しろ、1年でということ、原則1年にしてもらいたいということで、私は2年を妨げないというふうにしてあるので、実際、だから2年まではできるということなのです、要は。なので、原則は1年にしていただければ、本来、本当の原則は4年なのでしょうけれども、あくまでも申し合わせのことなのでしょうから、この部分は。なので、ぜひちょっと1年、小原則と言えいいのかわからないですけども、という形にしておいてもらえればいいなというふうに思うのですけれども。

委員長　ご意見ありますでしょうか。

具体的には、申し合わせですから、みんなでそれでいいよというふうな話の内容で、任期制については1期4年というふうなのが条例上はあるのだと思いますが、途中で私はやめますと言わない限りは、議長の不信任とか、そういうのをやっても、一切関係なく議長は続けていられるわけですから。

横田委員。

横田委員　保守系としては　今、だから、1年ということでそういうふうに思っている方がすごく多いですけども、やっぱりこれはメンバーがかわってくると、2年までやりたいとなれば、一応1年としておくけれども、2年まではできるということなので、2年ということが定着する可能性もこれはあるかなとは思っています。でも、一応2年では1回はおりましたというような申し合わせにしたいというのが保守系の考えなのですけれども。

委員長　こういうことを言っているかわからないのですが、議長室に立てこもって2年間や

った方もいらっしゃいますし、ですから、原則2年になっていますが、私はやめないと申し合わせを、破ってもやりたいと言えば4年になる人も出てくることは可能です。申し合わせですから。

それでは、原則1年、2年のほうはちょっと置いておきまして、さっきの立候補の表明、質疑応答するかどうか。共産党さんは、質疑なくていいだろうと、表明だけでいい。公明党さんは各会派1回、みらい市民クラブさんは何回でも自由にといいふうな、保守系クラブさんは質疑応答はなしと、表明だけでいいと、そういうふうな形なのですが。ご意見ないようですか。

横田委員。

横田委員 一応、保守系としては、何しろ表明はしたほうがいいというのは、今わからない状態のまま投票しているのとところがやっぱり基本にあるので、表明だけでいいのではないでしようかということが、やっぱりそうすればわかりますので。あと、表明して、さっきの多分話にもちょっと絡んでしまうのかもしれないのですけれども、質疑とかそういうのになってくると、議場ではなくて、だから、全員協議会室とかそういうところでやるとかということになっていますけれども、どうなってくるのですか。もしやるとしたら。

委員長 事務局長。

議会事務局長 どこでもできると思います。もちろん、全員協議会室でもできると思いますし、議場でもできると思いますけれども。

横田委員 休憩。

議会事務局長 休憩をとって。

横田委員 本会議中ということではなくて、

議会事務局長 休憩を入れてということですよ。もちろん、どこのタイミングでやるかという問題もあるのですけれども、いずれにしても、議長選挙が行われると、それに対して立候補、所信表明というのがその前の段階で当然行われるわけですよ。それをどのタイミングで行うか、どこでやるかというのは基本的には決めが、規定がありませんから、どこでやってもいいですよということですよ。そういうことです、原則は。

横田委員 ただ、本会議としては、例えば投票のところだけという。

議会事務局長 そうです。選挙は、これは議会の中でやらなければいけないということで、議場でやらなければならないということです。

委員長 向口委員。

向口委員 本当に、よくわかって言っていないようにも聞こえるかもしれませんが、単純な考えとして、やっぱり立候補して所信表明をされて、その部分については、もっと、どんなふう考えているのかなとかって何か疑問がわけば聞きたいことも出てくるでしょうし、かと

いって、それを際限なく何聞いてもいいのだとなってしまうと、やっぱりちょっと意地悪な質問も出てみたり、ちょっと幅広くなり過ぎてしまうのかなという気もしますし。ですから、やっぱり、本当に1つぐらいで、各会派1つぐらいで、余り広げないで、できれば本当にしんを突いているような、そんな質問が出れば一番いいと思うのですけれども、そういう質疑ぐらいはあってもいいのかなという気はしますけれども。

委員長 割と、立候補する方が5人なら5人いるとか、3人なら3人いるとか、いろいろ人数的にもわからないです。余り難しい質問されても、わかる人はわかるし、わからない人はわからないかもしれないし。

宮岡幸江委員 うちのほうの意見とすると、さっき言ったとおりなのですけれども、まずは一步前進で、だれが出るかわからないのが、今回は、この次はだれが出るかという表明するだけ一步前進で、そこでやっぱり聞いたほうがいいよとなったら、申し合わせか何かをまた変えればいいのかみたいな、私はそのくらいでしか思っていないのですけれども。

というのは、議長だから、議会をどういうふうに引っ張っていかうなんて、それが本来は必要なのでしょうけれども、今までのやっている中では、議長選をずっとやってきた中で、やっていただいてそうそうまずかったこともなかったし、やろうと思う人たちを選ぶとか、そこへ立とうと思う方はやっぱりそれなりに考えている方たちなのではないのかなと。でも、全然だれが出るかもわからないで、選挙も内々でというか、そんな形でやってきたものが表明されるということだけでも、まずは入間市の議会とすると一步前進で、まずはそこからスタートなのかしらというぐらいにしか私はとらえていないのですけれども、今回のものは。

委員長 ありがとうございます。

永澤委員。

永澤委員 今の状況の中での立候補というのだと、余り、今副委員長がおっしゃったような形でいいと思うのですけれども、ちょっと私が聞き及んでいる近隣市に関して、やはり1期の方が出てしまったと、それで議長になってしまったという、そこを考えたときに、立候補になるとそういうこともあり得るのだなということを非常に感じたのです。そういうこれまで想定していなかったようなことが起きて、またたまたまそういう方が票が割れて議長におなりになるという、それが悪いわけではないのですけれども、そういうことも起こり得るので、今言っていることに関する表明の中だけにとどめて、そういう中でどういう気持ちでおっしゃっているのかとか、そういうことの、それはどういう意味なのかとかいうのが全くわからないとかいうことも可能性としてこれからあるのかなというのがちょっと不安な、ああ、議会改革ってこういうことなのだなと私は切に感じたのです、それで。それなので、各会派で、そんなに深くでなくても、こういう意味ですかという程度の質疑というのはあってもいいのか

なというふうには思ったのです。でも、今副委員長がおっしゃったように、一步進みましょうというのであれば、今回はこれで、そんなにこれで論じるような大事なところでもないの、もし今回これでやってみようというのであれば、まず試してみるのはやぶさかではありません。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 今永澤委員からいろんなお話の中で、そういうことも含めると、今、つまり1期目の方がもしかしたら票が割れてなるかもしれないという、その後のことを考えれば、ということも考えながら、任期というものを1年原則、2期までということ、うちのほうの会派とすると大分論議した部分ではあったのです。2年やるということは、私も2年やったほうがよいと思っているのです。やっぱり、議長として、1年目は本当にわからないで1年終わってしまうし、2年目でこそ本当に議長の立場としてのいろんなことができるかなと思うので、ただ、今まさに言われたとおりなのです。そうしたとき、ではどうするのかということが大分、それはそれなりに回っていくのでしようけれども、一応そこが心配で1年ということがうちの方で出たのは確かなのです。

委員長 そうですね。現実にあるわけですから。

山本委員。

山本委員 うちやっぱり、2年一くくりという形に持っていけないと、先ほど話がありましたけれども、やっぱり議会だけ行政計画を持っていないのです、実を言うと。うちの総合振興計画、議会はないですから、議会は計画を持っていないのです。やっぱり、議会のあり方をこうしていきたいとか議会の運営のあり方はこうしていきたいのだという部分の、ある意味、議長マニフェストみたいなもの、議長の選挙をやっているところだと、やっぱり抱負の部分よりはもうちょっと踏み込んだものを出されるケースもふえているやに聞いていますし。2年なら2年の一くくりの中で、私はこの議会の中でここをこういうふうに変えたいのだとかやりたいとかいうようなことをおっしゃった上でなっただくという方向づけというのは、せつかく制度を入れるのであれば、やっぱりそういう部分で踏み込んでいく必要があるだろうという部分があるのが1つ。

2年務められないような人をそもそも選んではいけないわけであって、その部分で、本当にあなた、やれるのかという部分についての質疑は受けていただいて、それをちゃんと乗り越えていただけないような人はなっではいけないのだと思う。その意味では、やっぱり質疑というのは、その部分、今おっしゃられたようなリスクを回避するためにも、質疑は受けていただかないといけないだろうというふうに思います。

うちは、各議員の自由質疑と言ったのは、投票するのはあくまで議員ですから、会派が投票するわけではないので、現実行為としては取りまとめはされるでしょうけれども、あくま

で投票用紙は1人1枚配られて、ワンパーソン・ワンボートなのだから、各議員がそれぞれ自分で自分の価値判断に基づいて、この人やったらいいやろなという人に納得して投票してもらうことが基本的な筋ですから、各議員が自分で納得いくまで質問してくださいということだと思う。ただ、時間の制約はありますので、1人1候補者に対して1回だけですよとかいうようなくくりの仕方というのはあるかと思いますが、各議員が質疑できるということは環境として整備しないといけないだろうなというふうに思っています。

だから、2年一くくり、それをきちんとやれる人を選ぶためにも、質疑できちっとふるいにかけていけない。その部分で、各議員が投票単位なのだから、各議員にそれを保障しないといけませんねという部分の3点でのきちっと意識をしてつくりつけをする必要があると思います。ただ、合意がとれるところから段階的にやっていくということまで否定するつもりはないので、今合意がとれるところが質疑まで到達しないということであるならば、その部分は継続的にやっていくというような話で、方向性だけ残してもらえとかいうような部分で配慮いただけるなら、できるところからやってもらったらいいいのではないのでしょうか。

委員長　　というお話が出ましたが。

保守系クラブさんはどうですか。

横田委員　確かに資質をとるところで、質疑をいろいろ受けることも必要なところもあるのかなとは思うのですが、実際、ある程度やっぱり、この人というのもある程度、今まで見ているとある程度、大体決まっているところもあるのかなと、受けなくても。というがあるので、表明の中でしっかりこうですよということを言ってもらえば、ある程度選べるのではないかなというふうには思うのですが、議長を。

委員長　　いろいろ総合的に判断させていただくと、無理のないところで少しずつやっていこうというふうなことで話も出ていましたので、その辺のところ、表明すると、立候補したいのだというふうなことあたりに今回はとどめておいていただいて、またいろいろ、その内容とか方向性とかいろいろあるかもしれませんが、その辺のところはまた次の申し合わせというか、だんだん、いろいろ議会の中で変わってくれば、そういうこともどうかなというふうなことが出てくるでしょう。

そういうふうなことで集約しますと、今回は立候補の表明をするという段階にとどめておきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

議会事務局長　ちょっと確認ですが、表明と、所信表明みたいなものはどうされるのですか。

委員長　　所信表明はどうします。

議会事務局長　それに対する質問はあるかないかの話だったですよ。所信表明までということですか。

委員長　　所信表明までということに進みますか。それとも、立候補したいということの表明だ

けにしておきますか。

宮岡幸江委員 所信表明ぐらいは。

委員長 所信表明ぐらいはしていただきたい。それに対する質疑はしないけれども、自分の思っていることを言っていただいて、それで私は立候補したいのだというふうなことを言っていただくというところあたりでよろしいですか。

一応、ではそういうことで、そういうことでではわからないと思いますので。一応、議長として立候補されたい方は立候補の届けを出していただく格好になるのですか。立候補したいという表明をしていただいて、立候補するに当たっての考え方を述べていただくというところでよろしいでしょうか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

議会事務局長 もう一点確認なのですけれども、今のは正副議長という意味合いでよろしいわけですよ。議長だけがそういうことをするので、副議長は今までどおりというわけではないですよ。議長、副議長が立候補して所信を表明するというところでよろしいわけですね。

委員長 そうですね。正副。

議会事務局長 正副議長に対してということですよ。

委員長 そうですね。議長、議長と言っていますが、正副ということですよ。

あとは、原則1年にするか、原則2年にするか。その辺のところについて、さっき話が詰まってしまったのですが、どうでしょうか。

なかなか、議長、副議長というと、議長1名、副議長1名という形になっていますから、だんだん定数が減ってきていますので、あれですが。

宮岡幸江委員 先ほども言いましたけれども、今回、質問しなければもっとわからないと今言われそうなのだけれども、例えば選挙で質問しても、私はそんなに、立候補の表明に対しての、質問してから選挙しても、そんなに、その人が本当にやりたいこととか、大丈夫だろうかということまでは見抜けないのではないかなと私は思っています。例えば先ほど永澤委員からも出たように、1期目の人でやってみたいというふうなことでほかにもあった場合、割れて、その人がもしかしたら1期目でも出てしまう可能性だってあるわけではないですか。そういったことを、これからいろんな若い人たちにも出てもらいたいし、いろんなことを考えると、私たちが本当にこの人と思った人でない人が出る可能性だってあるわけですが、それは普通のすべての選挙に言えることなのだけれども。

だから、今回の場合の、私、うちのほうの会派で、ずっとこここのところはかなりの時間というか、言われたのですけれども、1年とし、2年を妨げないということで、2年するというのは、私も2年したほうが良いと思っています。ですので、1年を原則とし、2年を妨げないということで、安全パイというか、そんな形で議会運営の、まだどうなるかわからない

ですけれども、そんなふうな方向でまずはやってもいいのではないという気はするのですけれども。原則2年となってしまうと、やっぱり2年はやっていただかなければならないわけですから、そこら辺をちょっと皆さんで話し合ってもらったらいいかんと思うのですが。

委員長　　という提案がありました。

永澤委員。

永澤委員　非常に、やっぱりそういうところの視点もあるとは思いますが、実際、今回、保守系さんのほうで、今の議長がおりないという形で2年継続されたわけですが、今までも原則、本当は4年なのですよね。その中で、辞職されるという形で1年ずつになってきたかと思うのですが、非常に今回、私は勝手な思い込みというか、公明党は思っていたのですが、原則2年ということ担保とした上での今回おりられないのかなというふうに思っていました。

今回、今まで1年ごとで何が起きていたかという、委員長、副委員長が交代をしてみたり、すべての人事が動くのです。私は、そのほうが反対に、2年と決まっていながら、議長が1年であったがために、いろいろ、いきなりかわってしまうということのリスクというのは非常に大きかったなと思います。この人がなってしまう困ったなということは、委員会の委員長であれ、これから委員会というのは活性化していく上であれば、これは議長に限らず、どの長であっても同じかなというふうに思いますので、じっくり、今計画的に、この議会改革、その他含めて進めていこうという思いに立ったときには、やはりほかの委員会等と合わせて、2年を原則としていただいたほうが落ちついてできるというふうに私は思っています。

委員長　　ほかの方はどうでしょうか。

山本委員。

山本委員　これは、2年1ユニットと決めたとしても、そのなったご本人さんの都合で辞表が出て、1年でやっぱり、おれやめるわと言われたときに、それをあえて妨げて、おまえ、もう一年やれやという話をだれもしないと思うのです。だから、1年でおやめになりたいのだったら、1年で辞表を出したらいいのだと思います。

結局、原則を1年ということにしてしまうと、1年たった時点で、おまえ、約束なのだから、おりようやという話に恐らくなります。結局、それで何が起こるかといったら、冒頭委員長がおっしゃられたように、天の岩戸事件が起こるわけです。おれは2年やりたいのだから、当然、いかなる理由なりなんなりが、動機がいろいろ、さまざまでしょうけれども、やりたい人がほかにいるのだとしたときに、原則論を振りかざして、おまえおりろやという話になってしまうと、これは多分今より状況が悪くなるだろうなという心配をします。だから、2年までやれるよとはいっただけけれども、あくまでそれは例外なのですよという話にな

ってくると、原則論を振りかざして、おれやりたいのだから、おまえおりろやという話になってしまうと、その部分でのロジック立てって本当に難しいものになるだろうなというふうに思っています。

2年一くくりであるということにしておいて、どうしても1年でやめたいという人がおるんやったら、1年たった時点で辞表を出されたらいいと思う。体が悪い、調子が云々かんぬん、どんな理由をつけるか知らないけれども。それは、辞表が出たものを無理やり引きとめようとまでは思いませんから、出たら出たでしゃあないという話でしょうということだと、暴論ですけれども、もしそんなことになったら、そないせなしゃあないわなという話だと思っています。基本的には、2年のタイムスパンなら2年のタイムスパンが一定保障されて、自分が議長としての職務をきちんとかなしていけるだけの実力を付けてもらいつつ、自分がやっぱりこの議会でこういうふうにしていきたいねという部分について、きちっと足跡を残してやっていけるだけの時間というのは1年では短いと思いますから、やっぱりそれは普通は2年やるものですよというところまでの合意をとることは、これは必要なことだろうなというふうに私は思います。

あえてそういうご懸念の点という部分をクリアする方法ということで考えれば、条例の中で例えば不信任とか解任の規定を入れるとかいうことを検討せざるを得ないのかなということだと思います。もちろん、強制することは法律上できませんので、あくまで不信任が出たときには辞表を出すものとするとか何か、書きようはちょっと難しいと思うけれども、何かそういう部分で、議会のほうからおりてもらうという道筋も何とかつけるみたいなことを考えることで担保するしか方法はないだろうなというふうには思っています。法律上は4年ですから、その部分の中での申し合わせの話なので、私たちは原則、あるべき姿が2年一くくりなのだという部分での合意が後半でとれるのだったら、2年一くくりにしておいたほうがいいと思います。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 ちょっと誤解があるかもしれないけれども、さっき委員長が言ったのは、おりたくないからと天の岩戸を閉めたということで、おろそうと思ってあげようと思ったというのでは、おろそうと、そこのときにはまだ2年ではなかったの、継続してやりたいということだったので、さっきのとはちょっと違うと思うのですけれども。

私は別に、これは申し合わせの中で多分書かれることなので、今までは1年でやってきているけれども、2年はやっていただくという方向で今後は考えますということを含めて、別に私、2年も妨げない、つまり、やっていただくということはそこでわかるわけだから。でも、しかしというのかしら、それはこれから市民から選ばれる方にそういう不適切な方はいないかもしれないのだけれども、でも、議長としてどうかしらと思うような人がもしも議長

選で多数出て、票が割れて選ばれてしまったとしたときの、やっぱりその懸念という、皆さんが、経験者が言っていることというのは大事なと私は思ったのです。

だから、申し合わせの中で2年というのは、これは今後はやらなければならないということは皆さんもご承知のとおりで、やっていく方向ではあるけれども、難しい文章をつけるのならば、これから考えるのならば、そうしたときに何か、今山本委員が言ったように、それをつけるのならば初めから、ではここは原則1年で、2年も妨げないということでやっていったほうが、余り難しくしないほうがいいのかと自分の中ではあるのですけれども、そんなことでうちのほうの会派の意見を出させてもらっているところもあります。

委員長 山本委員。

山本委員 一つの考え方なので、それはそういう考え方もあるよなというのは正直思うのですけれども、保守系さんの1年で、2回までですよ、だから。1年一くりにしておいて、2回までやれますよと。そうしたら、2年やった人がすごくいい人で、ぜひ議会内の総意としてはもう2年やってもらいたいねという話になったときに、2回までというくくりがあるとおりなければいけなくなってしまうですよ、申し合わせ的には。再任をとという部分、2年までいいですよという話になっている、そういう申し合わせにするということは、これは3回目は妨げるという解釈でいいのかという話なのです。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 私は、そこでまた2年間やって、ほかの人が立候補したい人もいるだろうから、また立候補すればいいのではないですかと、そこまでみんなで話し合っていないのですけれども、私の中ではまた2年目でやればいいのではないのと。立候補表明、続けてやりたいと、今までやっていたことはまだ不十分だから、まだあと2年間やりたいというふうに言うかどうか分からないけれども、そこは一緒にまた選挙すればいいのではないのと、私は今個人的には思っています。

委員長 山本委員。

山本委員 だから、おっしゃろうとしていることをちょっと整理してみますと、箱は1年ごとに4つあると、1個目から2個目に移るときには、これは今いる人の、1回目になった人のアドバンテージを認めるという意味ですよ。続けたいと言ったら、もうほかは黙らないかんという、おっしゃるような組み立てになっていて、2年やりましたと、そこでもっと大きな節目が来て、その次、3回目やりたければ、今度はアドバンテージなしで、ちゃんと平場で選挙をやれよという意味合いのおっしゃりようでいいわけですね。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 そこまで会派で話していないので、私の意見です、それは。まだその先のことまでを、今、任期のことで話していて、そのところまでは多分まだしっかりと議論していなかった

と思うのです。だから、今私が思ったことを言っているだけ、個人的な意見です。

委員長 今、2年目以上のことについては保守系会派さんでは話していないというふうな内容もありますし、申し合わせそのものがどうなっていくかというのもまた、申し合わせというのは皆さんで決めて申し合わせになるわけで、それを変更するというのもないこともない気はしますけれども、余り土台を全部動かしてしまうとまたわからなくなるので、その辺の話はしません。

局長、どうぞ。

議会事務局長 確認なのですけれども、保守系さんのほうの言っている再任を妨げないというのは、今山本委員さんが言ったみたいに、1年たって、その段階でもう一年やりたいと言ったら、選挙はないということですよ。そういうことですよ。手を挙げたら、その人は継続という考え方ということでよろしいわけですよ。

横田委員 やめませんと言ったら、……。

議会事務局長 もうそのとき選挙はないと、ほかの人が幾らやりたくても手を挙げられないということですよ。

委員長 原則は1年ですが、その人がもう一回続けてやりたいという話になれば、その中で、ではやればというふうな話になれば、そのまま2年目に入っていくというふうな話ですよ。

議会事務局長 それは要するに、議長を1年やった人がもう一年やりたいと宣言したら、もう立候補とか選挙はなしで、もう一年、無条件で続けられるということですよ。という意味の再任ということですね。

安道委員 ということは、2年目にはみんな選挙があるということですか。

議会事務局長 2年たつと、必ずそこは選挙があるということでしょう。

安道委員 ということは、任期が2年でいいのではない。

委員長 基本的には、だから、1年というのが期限ですよと、だけれども、本当にその先もやりたいのだったら、また続けてやりたいというふうなことを表明してくださいと。でも、原則としては1年なのだから、そこで本来だったらやめるべきですよと、だけれども、もう一年続けたければ、そこで表明してもらえば2年目に突入できますよと、今回はそういうふうな内容ですから。

安道委員 全体事項は1年なわけですよ。2年が原則と、今のお話でいくと。例外事項というとおかしいけれども、何かのときのためにこれを入れているということですよ。

永澤委員 でも、原則1年ということは、これは1年が本当は……

安道委員 そうですよ。

委員長 本当は1年だよ。

山本委員。

山本委員 今回のロジックはいろいろあいまいで、要するに、原則が1年であるということは、2つ目の箱のタイミングは2年目ですよ。2年目でやりたいと思っている人がいれば、当然、あなたは原則1年やねんから、わかっているねという話になるわけですよ。そこで、おれ嫌だねと、おれ2年やるのだよとかいう話になったときに、おれ辞表を出さないよという話になったら、2回目に新しく、おれやりたいという人のほうが仲間が多かったらどうなるのだという話です。それは結局、やめさせるだの、やめさせないだのという話になってしまって、あれ、天の岩戸になってしまうよねということで。

それから、今のご説明でいくと、基本的にみんなが2年やりたいと思えば、自動的にみんな2年になってしまうわけですよ。辞表は出ないわけだから。それでいくのだったら、最初、2年でくくりにしておいて、辞表が出たらだれもとめませんから、2年でくくったほうがわかりやすすくないですかという話だと私は思います。別に辞表を出した人を無理やり引きとめようとはだれも思わないので、内々の事情、どんな事情か僕はわからないけれども、1年でかわるのですという話だったら、辞表を出しておやめになったらいいだけの話なので。区切ってあるのだけれども、続けられるのだけれどもというのはちょっとトラブルの種になるような気がします。

皆さんが本当に、我々の代がどんどんかわっていったとしても、良心的な人ばかりがずっと選ばれて、ああ、2年やりたいのね、ではどうぞという話が合理的に成り立つ場面がずっと続くのだったらいいのですけれども、ちょっとこれ、だれが使ってもちゃんと流れていくような制度にしておいたほうが私はいいと思うので、その部分でいくと、要するに、どちらのほうが、2年続けるパターンと1年でかわるパターンと2つあって、どっちのほうを主流にしたいかという部分で制度の位置づけ、ウエートをかけるべきだろうなというふうにするのです。制度をつくるときに例外として置いたほうが実はメインになってしまったということになると、非常に使いにくい制度になってしまうものですから、あるべき方向、持っていたい方向でメインにしたいなというほうをやりやすいようにしておいたほうが制度としては安定するし、なってしまうはちょっといろいろあるかもしれないけれども、長期的に見たときには、そういう方向へ流れていったら使いやすい制度になりますねということできちっと整理をしていったほうが私はいいと思うので、多分、実運用上、そんなに差はなくなってくると思うし、そうしたいという、副委員長なんかは多分そういう方向なのだろうなという部分でお気持ちは理解するので、そんなに大きな差はないようにも思いますから、ということだと思います。

宮岡幸江委員 私は2年と思っているけれども、ほかの人はわかりません、そのところは。

山本委員 そこですよ。

宮岡幸江委員 私は2年と言っておこうと。

委員長 永澤委員。

永澤委員 今、要するに局長が確認したようなことになってくると、例えば一番最終日に、続けたいですというふうになったときに、今まで言っていたみたいに、立候補を表明していた人たちの権利がなくなるということですよ、2年を妨げないということは。それが毎回毎回起きて、要するに、先ほども申し上げたように、議長、副議長だけではないのです。いろいろな委員会の委員長とか副委員長の話もあるわけです。それが毎年毎年、妨げないという、ちょっとわかるような、わからないような形のもので残してしまうと、1年ごとにいつもそれがあやふやになるというか、ような気がするのです。

そうすると、やはり今度、執行部側も、私も今回、議長がだれになったのだいともう十二、三人に聞かれました、お手紙を出すのに。そういうことというのは多々あるわけですよ、この3月、4月というのは。だから、できるだけ早くにやはり立候補して、するならできちっとしてあげなければいけないし、続ける、続けないというのが非常に最後まであやふやというのは、ちょっと今後、いろんな部分で難しい部分というのがあるのではないかなというふうに思います。

ですので、やっぱり原則なので、原則はきちっとある程度、次、私たちではない人が見てもこういうことだねとわかる、もう一回そこに説明をつけなければわからないふうにはしてはいけないなというのは非常に、私、議会へ入って思ったのですけれども、するものとする、何か非常に、しなくてもいいみたいな、よくわからないようなのがあったりすると、そこがまた議論の部分になってきてしまうので。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 持ち帰らせてください。

永澤委員 ちょっともう一回、その辺も含めて一回。そうはいつでも、非常に議長を多く出している方が保守系さんなので、余りこちらからぎんぎん言うこともできないのですけれども、今聞いていてさほど差異がないので、わかりやすいほうがいいのではないかという話なのですけれども。

委員長 一応、保守系さんのほうで持ち帰りというふうな話が出ましたので、一応この件については、任期については持ち帰らせていただくということでよろしく願いしたい。

ここで暫時休憩したいと思います。

午後 2時38分 休憩

午後 2時49分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、3の継続審査になっておりました予算・決算の審査のあり方についてを議題といた

します。

この件に関しましては、みらい市民クラブより予算・決算についての日程案が示され、検討することとしていました。

それでは、各会派より検討結果の報告をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

午後 2時49分 休憩

午後 2時50分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

小島委員。

小島委員 うちのほうは、別紙ということで、A案、B案、C案が3つ出てまいりました。出していた中で、A案、定員10名の委員会ということのA案でいいということで話し合いというか、保守系としてはまとまりました。

以上でございます。

吉澤委員 山本委員のA案という……。

小島委員 はい。

委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時51分 休憩

午後 2時52分 再開

委員長 会議を再開いたします。

小島委員 決算のほうは、山本委員が出されましたA、B、Cの中のA案、保守系としては、この方向でいいのではないかというような結論に達しました。

以上でございます。

委員長 決算。

小島委員 予算ではない、決算です。

委員長 ごめんなさい、予算・決算の審査のあり方ということで、ちょっと話が見えなくなっておりますので、整理していきたいと思いますが、今保守系さんから出たのは決算、先に決算審査からいきますか。いいですか。

では、決算についてを議題といたします。

決算については、A案の10人のこういうふうな日程、10名の委員による……。

永澤委員 8月21日からですよ。

宮岡幸江委員 22日が告示で。

横田委員 会期を延長して、決算やって、最終日ということですね。10月14日……。

委員長 ほかの会派は大丈夫ですか。ちょっと見えて……大丈夫ですか。公明党さん、大丈夫ですか。

公明党さん。

永澤委員 公明党としては、さまざま今回、どういうタイミングで決算の審査を行えば、一番大事な視点は、やっぱり次の年の予算に反映されるタイミングはどこなのかということで話し合いをさせていただいてきたと思います。

その中で、執行部の方にもお話を伺わせていただきましたところ、正直なところ変わらないと、9月で認定されようが、12月で認定されようが、10月中にお聞きしたことで入れられるものは入れられるし、入れられないものはもうどうあがいてもその時点では入れられないというお話でございました。というのは、要するに、5月の今のタイミングでも実計の部分では上がっているそうなのです。なので、そういうお話を聞いてしまうと、であるならば、山本委員が出してくださったすべての案を見ますと非常に忙しいのです。本当に、一般質問をもしやった場合に、全く勉強する期間がないというか、いただいてからこちらで質問をするまでに目を通す時間というのも大変厳しいものがあるのかなというのを感じております。

なので、前回も申し上げましたが、今のままで、12月の一番最初の認定というところで、決算の審査日を10月いっぱい、例えば万燈まつり前ぐらいまでに繰り上げるとか、何かせめて早く、もし、11月にまたがないほうがいいかなという形で終わらせるような日程で無理なくしたほうがいいのかなというふうに感じております。

委員長 まとめますと、現行のやり方で、期間的には10月中に終わらせるぐらいの決算審査がいいのではないかという。

永澤委員 というのは、例えばさまざまな、報告書そのものがまるっきり今までと変わって、すべてそういうものは勉強した上で臨む決算特別委員会なのか、そこら辺も大きく違うと思うのです。ある程度下準備をして、きちっと決算特別委員会ではそれがみんなわかった時点で委員会に臨むのであるか、今みたいに一から十までその場で聞くのかということによっても大きく違うと思うので、そこも委員会のあり方にもよると思うのですけれども。

それで、多摩市議会さんでしたっけ、多摩市議会ではないか、狛江でしたっけ。5日間で済ませているというのは、やっぱりその5日間の1日の長さが、11時とか、全然5時ではないということがあったので、実質的にはこれを入間市議会で行おうとすると、職員の方とどめておかなければいけないとかいう部分もありますので、そういう意味でいったら現行がいいのかなというふうに、現行でちょっと繰り上げが望ましいかなというふうに考えております。

委員長 予算とかそういうのを考えても、できるものはできるし、現行のままでも、できないもの

はちょっともう、実施計画が組まれているので、無理なものもあるから、それほど無理に決算を早く繰り上げてやる必要もないのではないか。やるのでしたら、10月いっぱいぐらいまでの中で終わりにできたらというふうな内容ということで。

共産党さんは。

安道委員 これもやっぱり前に言っていたと思うのですがけれども、この3案を出していただいたわけなのですがけれども、やっぱり、今お話のあったように、日程的にかなり厳しいのかなと。やっぱり、決算となると十分に自分たちでも調査したりという時間が欲しいというふうなこともありますし、事前に調べたいというふうなことでいくと、やっぱりこれまでのやり方が望ましい。今までのやり方ですかねというふうなことで会派ではなりましたので、特別委員会を設けてというふうな形で。ただ、日程的にいうと、やっぱり入間市の場合は万燈まつりが一つあれになるのかなと思います。だから、万燈まつりの前には終わらせておけるぐらいの日程で組んでいただけるといいのかなと。

やっぱり、これまでも予算に反映させていきたいと思いますという話はこの中であったわけですがけれども、これまでも予算に決算の中で審議されて反映させられるものは、できるだけ執行部のほうは反映させていくのだというふうなことで取り組んでいただいているのだと思うのです。だから、むしろ十分に時間をとるといような形でいると、今のやり方で、ちょっと時間的に前に持っていければというふうな形かなと思いますけれども。

委員長 みらい市民クラブさん。

山本委員 私の意向としては、これは3案をお示ししたうちに、これはA、B、Cの順番なのです。基本的には、予算から決算、審査するメンバーも2年くりで固定する案ですので、その間には議会での、多摩市議会さんだとかでやっているような議会の行政評価みたいなところまで含んで、1年のサイクルスパンできちんと回していくという部分を想定すると、やっぱりこれはうちとしては、予決算ともA案という形の選抜、定員の半分の選抜で、2年たったところで基本入れかわるみたいな形にして、4年間のタイムスパン、任期の中で、前後半どちらかで全員が予決算をきちっとサイクルとしてさわるという方向、仕組みとしてそういうふうにしたほうがいいかなという考えを持っています。

確かに日程的に、これはかなり、会期をできるだけ短くとるということで一番詰めた案です。だから、これは会期自体を後ろへ延ばすことができるのであれば、一番詰めた場合で、A案で10月14日に最後の本会議を開くという案になっていますから、会期自体をもっと後ろまで延ばしていいということであるならば、その間で中間の調査期間を置くということは不可能ではないのだろうなというふうに思っています。あくまでこれは一番かつかつに詰めた案ですから、その部分の合意のとり方というのはまた皆さんでもんでいただいたらいいだろうというふうに思います。

要は、A案だと、10名の選抜チームの委員会をつくって、予決算、行政評価も入れて、年間サイクルで財政をさわるということをやりましょうという提案で、B案というのは、本会議でも全部処理をしていこうというくりです。C案というのは、全員で少しずつさわりましょうという組み合わせになっていますので、これは予算がBで決算がAとかいう、たすきでくくると組織運営上大変なことになりますので、基本的にはどういう審査形態をつくるかという部分で選んでいただけたらというふうに思いますけれども、おっしゃられた日程の調査期間の幅というのは、そのつくり込みのところで会期を長目にとればその時間はとれると思います。その点をお含みおきいただいてご判断いただけたらいいかなというふうに私は思います。私のお勧めとしては、予決算ともA案であるということは申し上げておきたいと思います。

委員長　　というふうなご意見が出ましたが、それぞれの考え方を聞いて、何か考え方があれば出していただきたいと思います。

公明さんと共産党さんは、大体现行のままやって、それで終わる時期を少し早目に、万燈まつり以前ぐらいに終わりが来たらないのではないのかなというふうな話でしたね。あと、山本委員さんのは、議決するのを、会期をそこまで、全部審査が終わるまで延ばして、そこで議決をしますというふうな内容だと思うのです。保守系クラブさんは、その前の段階で、セットにした中で、議決を10月の中旬ぐらいですか、までにしたらどうかというふうな話だったのですが。それぞれの考え方があると思いますが、その辺のところをもうちょっといろいろ話し合っただければと思うのですけれども。余り無理してもというふうな、今の粕江市さんの様子を見て、会期の中に無理に入れても、11時ぐらいまでやっているとか、そういうふうな形も出てきますから。

横田委員。

横田委員　先ほども保守系のほうでA案ということ saying いたのですけれども、これは私の個人の考えですけれども、会派のあれではなくて。

さっきお話を聞いて、翌年に反映できないということだったので、そうしたら、やっぱりもうちょっと余裕を持って、今ほど長くなくていいと思うのです、11月に入ってしまったので、10月いっぱいぐらいでやっぱり切るという形でじっくり決算の審査をして、なおかつ会期が延長できるのだったら、もうちょっと、今14日ぐらい、A案はなっていると思うのですけれども、もっと、10月いっぱいぐらいまでできるのだったら、9月の定例会で決算の審査報告できますよね。今12月になってしまっているわけですものね。それが9月中に終わらせられるということなので、そういう形をとれたら一番いいのではないかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

委員長　　永澤委員。

永澤委員 確かに9月の定例会を延ばして、その中で認定をするというのは理想かとは思いますが、今度、事務局のことを考えますと、審査報告をつくって最終議会にという、物すごい日程、大変なことになるのかなと思うのです。やはり、決算をやった時点で、それをすべてテープ起こしして、そこからまとめて審査報告まで持っていくとなると、そこにやっぱり1週間ないし10日ぐらいですか、もっとですか、かかりますか。かかると思うので、今、9月議会で認定するのと12月の頭に認定するのとで、結構、延ばすと1カ月ぐらいしか変わらないのかなというのが、最終議会が11月の頭とかになると、もう12月定例会の、そこと1カ月も変わらないのかなとは思っています。だから、そこに余り9月議会の延ばす意味もないのかなとは思いますが。

委員長 安道委員。

安道委員 私も同感です。先ほどの話でも、予算に反映させられる部分は十分に努力していると。あと、全体としてやはり翌年になっていくのだというふうなことでいくと、その9月議会で何としてもおさめようとしなくとも、12月でやってもそんなには大きく影響はないと。むしろ12月で無理なく認定でやっていったほうが、いろいろな、そういう事務的な面でもいいのではないかなと、きちんとかえってやれるのではないかなというふうに私も思いますけれども。

委員長 というご意見が出ましたが。

吉澤委員。

吉澤委員 山本委員さんの提案されているのは、予算もあわせての話なのです。だから、その話、予算の話もしないといけないのかなと思うのですけれども、1つ、やっぱり、今A案というのが出てきましたけれども、これですと、まず任期が2年で、ある意味、2年という妥当性はわかるのですけれども、例えばうちの会派の都合でいいますと、やっぱり隔年ごとに委員を決めているので、そのほうが決算の場合ですと理解しやすい部分があるのです。2年間、要するに携われなくなるということもあって、あるいは新人と先輩議員を組み合わせで出したりとかという都合もつけられるので、これは会派の都合の話なのですけれども、1年という部分のメリットもあるのです。

これは、予算もこの委員会で審査するという内容ですので、山本委員さんが前から言っていっぱい分割付託の問題があるとは思いますが、やっぱり委員会が予算に携われなくなると、ではその委員会の役割とか、やっぱりまだまだ、ほかの審議含めて、総務なども、議案が少なかったりもあるので、そういう意味では、やっぱり委員会が予算に携わるということもまだ必要なのかなという。ほかの議会でこういうのを取り組んでいるところはあるでしょうし、その議会では多分ほかの部分でかなりいろんな議論をされているので、それで成り立つとは思いますが、ちょっと入間市の現状だとまだそこまでいかないか

なというところで、やっぱり委員会で予算を審議するというのは大事なというふうに思います。

委員長 予算のほうにもちょっと入ったのですが、とりあえず今決算の話をしていますが、決算の中では、今中心となって話しているのが、無理に9月議会の中で決をとらなくても、12月の頭に一応委員長報告とかそういうのは持って行っていただいて、そこで決をとってもいいではないかと。その前に、要望事項とかそういうのは、委員会が10月いっぱいぐらいで終了するような形だと、その中で要望とかいろいろな内容が出てくるので、それはそれでまとめて、一応はまとめておくというのですか、出すまでいくかどうかわからないのですが、事前に執行部のほうにそれは渡しておくとか、そういうふうな話になるのかどうかかわからないですが、ちゃんと12月議会まであれして、それで決をとったところでないと出ないのか、その辺のところはちょっと今私もわからないのですが。一応、そういうふうな形で、決算のほうは、ある程度の委員長報告とか、そういうのは12月頭でもいいのではないのかというふうなことの流れがあるのではないかと思います。

また、余り、山本委員さんのあれもありますし、もうちょっと、決算のことについて置いておいて、その前に今度は予算の話に移っていきたいと思うのですが、今吉澤委員さんのほうから出ました、予算については委員会で審議しないと、今度は委員会の活性化という中で、委員会が予算もやらないと、ではどこをどういうふうやっていくのかというふうな。決算のほうは、今皆さんの話の中では、どちらかという特別委員会というふうな話の内容ではないかと思いますが、そこは委員会でやるというふうな話ではないような感じなのですが、その辺のところもあります、日程を区切ってやるとなると、今出ている案の中だと、決算は特別委員会でやるというふうな方向のようすし、あと予算についてもあわせてちょっと皆さんの考え方を発表していただきたいと思うのですが。保守系さんからいきますか。

暫時休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時13分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

横田委員。

横田委員 予算のほうに関しましては、今、山本委員さんは一括で、分割付託というのですか、それは余りよくないというのがあったと思うのですが、保守系としては、やはり常任委員会で、今と同じように3つに分かれて、それぞれが予算を審査していくという形をとっていったほうがやっぱり委員会としていいのではないかということで、そういう方向で話がまとまっています。

委員長 公明党さんは。

永澤委員 確かに、分科会というか、委員会ごとにより深いところまで聞けたりするので、利点は大変あるのですけれども、実際、やっぱり予算という話になってくると、やっぱりそれが、この前の基金なんかもそうなのですけれども、やはり持っているところと使うところが違ったり、あと2つにまたがっていたり、例えば緊急雇用創出事業なんかも環境経済部なのですけれども、それをお願いしたりしているのは各担当課だったりというような、何かちょっと決めていくのに、委員会にしてしまうと、大分聞きたいけれども、それは予算的にはあちらなのですみたいな話が多いのかなというのを感じています。

もし事業概要調書をきちっと出していただけるようになると、大変つまらない質問とかというのはしなくても済むようになるのかなというのがありますので、こちらも特別委員会という形で決算と予算でやっていくのか。もしくは、ちょっとそうすると、ちょっと3月というところに予算特別委員会の方の比重というか、仕事のあれがすごく大きくなってしまいますので、例えばその前後に全体会という形のものを持って、1回でも2回でも持っていただくとか、そういうような形で、細部にわたっては委員会にいくと、分科会という形がいいのかなというようなちょっと話し合いを、まとまりはしなかったのですけれども、全体の欲しいよねというのがあります。ちょっとまだ、これがいいというのちょっとあれなのですけれども。

委員長 共産党さん。

吉澤委員 うちとしては、現状のとおりでいいのではないかと。確かに、だから、言われていたいろいろ問題もあるかもしれないのですけれども、現時点で委員会から予算を離してしまうと、ちょっと常任委員会の活性化という部分でまた課題が出てしまうのかなというところで、一応当面は現状ということで。

委員長 山本委員。

山本委員 私は、さっき申し上げたとおり、審査体制としては、要するに、予算審査をして、議会としての行政評価みたいなもの、多摩市議会さんとかやっていますけれども、それをやって、その結果を持ち寄って決算審査をやってという、それが次の予算が来ますよねという、審査する側の目線の流れとして、それはPDCAのサイクルがきちっと回るような、財政の基盤で、財政の部分でそういう部分の審査のスキームがきちっとつくれるといいよねという部分があるので、それでいくと、1年だとぶつと切れてしまうから、2回りしないと流れとしてみられないから2年ですねという、ほかの役員さんのこともあるから、2年改選でどうかということです。やっぱり、そういう部分でいくと、年間を通じて動ける委員会という、常任委員会という形できちっと回していたほうがいいしという部分で、私としてはやっぱり予算についてもA案で、年間を通じて動く委員会ですから、補正予算案も全部そっちに来ます

という形で、これは予決算の日程表も補正予算についても、補正予算のための予特を開くという形で全部書いてありますけれども、そういう形でやっていったほうがいいのではないのかと。

吉澤委員さんおっしゃられたように、では今の常任委員会、何するのだという話になるご懸念は確かにそうだと思います。むしろ活性化、今一部いろいろ、議員間の討議の仕組みもできましたし、月ごとの所管事務調査も、これは現状、ちょっとまだ取り組み始めたところですから、各委員会でそれぞれ温度差があるみたいですが、そういう方向での活性化をしていく中で、委員会として所管事務の経常的な調査をきちっとやって、問題点を発見して、皆で案を携えてまとめていくような形での委員会活動というような方向、例えばですよ、それだけではないですが、そういう方向へシフトしていくということなのだろうかというふうには思います。そういうやり方でどうかなというふうには思っているのですが。

ただ、当然、予算の審査については、皆さんがさわりたいという部分もあるかもしれないし、いろんなやり方があると思うので。ただ、方向として、先に答えを言ってしまうと、当初予算に関してはぜひ1本で審査をお願いしたいなというふうには思っています、間に分科会を入れるかどうかはともかくとして。ただ、日程が非常に3月議会はタイトですから、組んでみてよく思ったのですが、だから、その中で全体会と分科会と両方入れられるかという部分はちょっとあるかなという部分はあります。分科会は並行審査にしてみると、今度またそれはそれで、少数の会派のほうからすると、体を2つに割って、両方に同時に行くわけにいかないで、その部分の差も出てくるしという難しさがあるねという部分でいくと、ぜひ1本審査でやる予算特別委員会ですか、やっぱり最低ラインとして、やっぱり当初予算については1本審査をぜひお願いしたいなという部分では思っています。補正予算の分については、それは内容の厚み、議会の会期によって全く違いますし、その辺はまた適宜考えればというふうにも思いますけれども、当初予算に関しては、ぜひその分はちょっとご考慮いただけたらありがたいなというふうには思っております。

委員長 山本委員さんののは、予算、決算とも特別委員会ということですよ。予算特別委員会、決算特別委員会、その中で……

山本委員 ……そういうことですね。

委員長 はい。公明党さんのほうからは、予算で入ってくる、総務のところに入ってきて、それで使うのは福祉教育か何かで、ほかで議決するから、先に議決していて、それで後で変更しろといっても、入ってくるのと出ていくのが別々の日にやっているから、片方では議決しているし、片方ではそれがもう決まっているのに、なぜこっちでやるのというふうな話にもなってくるというふうな話ではないかと思うのですが、そういうふうな方向だと、一つの

方法として、分科会にしてしまって、委員会を、それで委員会では、分科会では決をとらないで、最終日に全部一括して予算については決をとるというふうな方法をとれば、どこかで動議が出て動かすこともできるしというふうな内容も出てくることは出てくるのではないかという気がしますけれども、一つの方法ですが。

山本委員。

山本委員 お示したC案の日程が公明党さんのおっしゃった形が一番近いのかなというふうに思います、分科会方式ですから。ただ、これは全部、一般質問まで終わってから、予算の全体会を開いて審査委嘱してという形にしているので、日程的に、非常に日程がかかるという設定になっています。最終補正予算案の審査の分量もそれなりの厚みになってしまいますので、最初のほうにそれぞれの委員会と、中ごろで分科会についている、補正予算案の審査のための分科会がそこへ入ってきますので、そのための全体会を前後に入れなければいけなくなってくるから、審査日程は非常にタイトになりますねという部分がちょっとあって、余りお勧めしませんという話にはなったのですけれども。これは裏案として、補正予算と次の当初予算を一括して振ってしまって、まとめて委嘱してというような形にすれば、今の審査日数、今の審査日程にかなり近いものになると思います。だから、持っていく方次第でもう少し日程は緩やかになるかもしれないというのは、あと1週間ぐらい、会期を終わりを前へ上げられるかなというやり方もあるかなと思いますけれども、いずれにしても全体会の日程分だけは延びるだろうなという感じだと思います。

委員長 やっぱり、予算だと、どこかに入っていくって、やっぱり多少、その予算について審査してみたいというか、審査したいという形はあると思います。決算だと、終わっていることだから、特別委員会で皆さんでやっていただいて、委員の人が言ってもらえばそれでいいのだというふうな形もあるかもしれない。その辺のところの内容が、あと補正もそうすれば、もしあれだったら、委員会を分科会にして、それで補正をそこで審議すればできるのかなという感じはするのですが、まだちょっと。各会派いろいろだと思うので、もう一度持ち帰っていただいて、予算と決算のほう、一応は何か、決算は余り、そんなに急いでやらなくてもいいのではないのというふうな方向は出ているような感じもしますけれども。

山本委員 決算の関係なのですけれども、話を戻してしまって恐縮なのですが、現状、真ん中2年が特別委員会で、両端2年が分割になっていますよね。皆さんのご意見をずっと聞いてみると、では今後は4年とも特別委員会なのですねという部分ですね。余り年度によって審査方法が変わるというのは、秩父が隔年なのかな、それ以外余り見たことがありませんので、状況からいくと、今のご議論を踏まえていくと、4年とも特別委員会は必ず置くのだということに理解してよろしいのでしょうか。政治日程等、いろいろあるわけですが、うちの審査スタイルとして、4年とも特別委員会を置いて、10月、11月で閉会中審査をするとい

う方向で、皆さんの意見が大勢を占めているということで、その方向でまとまっていくのかなということで理解してよろしいですか。これまた、やっぱり両端は別の話になるのでしょうか。

委員長 山本委員さん言われたように、今の話の中では4年間、特別委員会、基本的に保守系なんかで前言っていたのは、委員長になった人が、時期的に11月、いろいろ忙しい時期が来るのに、自分では一生懸命、今回も市長選もあるし、そういう時期に委員長としていろいろ、今までのまとめているということが大変だから、みんなでそれは分け合ったほうがいいのではないというふうなことで、最初もわからないですから、最初と最後はそういうふうな方式でというふうな形で今までは提案してきた内容だと思うのですが、それは委員長になられる方が、いや、別にどうのこうのないよというふうなことで、4年間、みんなで特別委員会でやっていこうという話になればそういう形になってくるのではないかと思いますけれども。

山本委員 そこは決めておいたほうがいいのかというふうに思います。うちの審査の方法は、このスタイルと決めておいたほうがいいのかというふうに思いますから、委員長おっしゃるように、分割にしていること理由もあるわけだから、しんしゃくした上でどっちをとるかというのは、もうこの際きちんと決めたほうが、決めて確認をとったほうがいいたろうと思いますので、その辺ご考慮……。

委員長 あと、予算については特別委員会でなく常任委員会で、常任委員会というか、分科会にするかわからないのですが、そのほうが皆さんがいろいろ予算に接する機会になるしというふうな話がちょっと今出ているような気がしますので、それもどういうふうにしていくかというのをあわせて決定していく内容だと思うのですが、とりあえずは今の段階だと、持ち帰っていただいて検討していただいて、決算は特別委員会にするかどうか、また予算委員会も特別委員会にするかどうか、分科会はどうなのかという、その辺の検討をしていただいて、また持ち寄っていただければと思います。

あと、次に進ませていただいていいですか。何か決めておくことがあれば、いいですか。

その次に、今度は新規の内容になりますが、短期・中期、ナンバー7の行政情報の取得強化、②、文書による質問・回答のルール明文化についてをご協議をお願いしたいと思います。

局長。

議会事務局 ただいまの関係なのですけれども、これは公明党さんから出ていたものかと思いますが、これでちょっと確認をしておきたいといいたいの、まずここに調査権というふうなことが出ているのですけれども、現在、各議員さんからいろんな資料を執行部のほうに請求するという、これは事務局を通して請求しているわけですが、そういうことでいろいろ請求されております。これにつきましては、調査権ということではなくて、実際行われているのは、これは議員さんがそういう資料を要求することに対して、執行部はサービス

で情報提供しているということになりますので、別に権利があってやっているわけではないということを確認しておきたいと思います。

もう一点なのですけれども、ここに出ています施政方針や執行部の見解ということなのですけれども、議会といいますのは、基本的には市政のそういったのを確認するのは口頭で確認すると、つまり一般質問でそういう市政に関することは聞くのだと、口頭で聞くのだというのが原則になっているようです。ただ、文書でそれを執行部に要求するということが別に禁止されているわけではないということですので、そういう制度をつくって、文書によって市政を、執行部の見解あるいは施政方針を確認するということはできなくはないということのようです。ただ、その場合には、これは一般質問と同じようですから、一定のルールは必要だろうというようなことになります。そして、そういったもの、質問したものに対しては、全議員さんですか、にこういう質問があってこういう回答があったというようなことはやっぱりお知らせするべきだろうということで、この2点を一応確認しておきたいと思います。

以上です。

委員長 わかりました。

1点目の確認事項は、調査権というふうな話なのですが、調査権というのは、とりあえず議会には現段階ではないと。

議会事務局長 議会にはあるのですけれども、議員個人にはないということです。

委員長 わかりました。

議会の百条委員会というふうな委員会を設定した場合については、そこには調査権はありますが、議員個人については調査権というのは現在の段階ではありませんので、資料を欲しいといった場合には、執行部のほうからその資料を、向こうの厚意によって今の段階では出てきているというふうな内容でいいわけですね。

局長。

議会事務局長 さらにつけ加えるとすれば、原則論はある資料をお出しすると、現在所有している資料をお出しするというのが原則なのですけれども、現状ではわざわざつくっている資料が非常に多いということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長 わかりました。

あと、市政の中では口頭によるものが、一応は一般質問とかそういうのを通して原則となっているけれども、文書によるものも決して妨げているものではないと。その場合には、文書による場合には全員に公開すべきだというふうな、内容について、もしやる場合にはというふうな前提があるようございしますが、その中で一応、文書による質問、回答ルールの明文化ということでご協議をお願いしたいと思います。

保守系クラブさん。

横田委員 保守系としては、いろいろ話し合った結果、先ほどのお話もちよっと聞いていて、要は、議員の調査権というのが権利として執行部のほうに今までもやっているのではないということなので、今の資料請求、そういう形までで、十分とは言わないですけども、仕方がないのかな、それ以上余り迷惑をかけるのも余りよくないのかなということ、今の資料請求まででいいのではないか。また逆に、もっと細かいこと、文書によって回答をもらうという、質問内容にもよると思うのですけれども、なかなか、やっぱり市長でないそれが答えられないようなことも多い、部長とかそういうところだと難しいのかなということ、やっぱり資料、あくまでもあるデータの資料を請求するということまででいいのではないかというような話でした。

委員長 ありがとうございます。

次に、公明党さん、お願いします。

永澤委員 これは、今局長のほうからお話がありましたように、執行部のサービスであるというところが一番問題かなというふうに思っております。もしやりませんと言われて、今は厚意でやってくださっていますけれども、反対にそれは出せませんと言われたときに、今の段階で議員の立場としては、そうですかと言って引き下がるしかないというのが今の現状だと思います。

今まで非常に入間市は穏やかな入間市でありましたので、さほどのこういう問題は起きていませんが、今後、本当に二元代表制というふうになってきたときに、やはり議員を守るためにも、資料請求そのものをきちっと明文化をしておくという、そして議会改革にのせるというのは、これは皆さん、見ていただくとわかるのですけれども、所沢市さんとかの議会改革でもすべてこの一文は載っています。これは、議員の要するに立場というか、をきちっと明文化して、行動そのものを守るための一文なのです。ですから、これは執行部を縛るとか云々とかというよりも、これがないと反対に断られた場合に、ないとは思いますが、何かあったときに何も出すことができない、隠されたらおしまいということなので、今は、ですので、今と変わらないかもしれないけれども、明文化しておくというのは大変重要なことだということで今回出させていただきました。

そして、施政方針、執行部の見解問いただしというところは、やはりある程度のルールが必要でしょうし、何が何でも全部、問いただしたとおりに回答を求めるとするのは限界があるかと思うのですけれども、その点に関しても、数字のみというふうに限定するのではなくて、若干の計画を持っているのであれば、そのぐらいいは書いていただいてもいいのではないかという、そのあたりでこの一文もつけさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 次に、共産党さん、お願いします。

安道委員 うちの会派でもこれは賛成というふうなことで丸をつけているわけですけども、当然のことなのかなというふうな。今のところ、こちらが求めればそれに対して、資料請求すれば出していただいているというふうな状況にありますけれども、仮に好ましくないような状況が生まれてくる可能性だってありますよね。例えば今の大阪市のような状況で、非常に議会と市の職員がとか、いろいろなってしまうということはなくはないわけですよ、今後。だから、やはり議員としての基本的な活動をきちんと保障していくというふうな点では、ここは明文化して確立しておくとか生きてくるのかなと、今後は生きてくるものというふうに思います。だから、今当たり前にやっていますけれども、それをきちんと明文化しておこうというふうなことでもいいと思います。

委員長 みらい市民クラブさん。

山本委員 私どものほうがちょっと、国会の質問趣意書の制度だったり、あとお隣の所沢市さんの文書質問権の場合だと、昨年3月定例会ですか、自身で質問を取り下げられた分については、あれは全部、文書質問権で、答弁をそのまま回答という形にして出して、会議録にも載せたというふう聞いていますので、そういう意味合いで私ども理解していたので、導入の方向は基本的に賛成なのです。導入の方向は基本的に賛成だし、それぞれおっしゃられたように、現状、向こうさんのご厚意でやっただいていいる世界ですから、極論として、向こうさんの気が変われば出してもらえなくなるという可能性もあるし、そういう部分というのは非常に制度として不安定ですねという問題意識は私も持っています。ゆえに、今、しかるべく明文化をして、議会の権限の中の議員の権限として求めることができるみたいなことはきちっと書いたほうがいだろうという点が1つあります。ただ、国会の質問趣意書なんかの場合だと、これは乱発される方がいらっしたりというケースもありますから、年間何回まで出せるとか、一定のルールが必要なのかなという認識は持ちます。

あと、一般質問の文書版みたいな形で考えたときには、やっぱり、基本、議会の議員の活動って会期の間に行われるということが前提になりますから、この手の文書質問権を行使するのは大体会期が閉じているときということになると思いますので、この部分をどうクリアするかという部分は考えないといけない。通年議会にしてしまえばクリアできるのですが、議員の活動の部分の幅が広がるのは会期の間だけであるということはちょっと我々も念頭に置きながら、要するに、委員会を閉会中に開くために一々議決をとっているというのは、会期と会期の間は私たち、ただの市民に限りなく近い状況にあると、法律上そういう位置づけになっているということをちょっと僕らも頭に入れた上で、会期と会期の間はどういうことができるようにするのが世の中のためなのかということについて、会期のあり方も含めて検討する必要があるだろうというふうには思っています。私どもとしては、できるだけ

自由にそういう制度が一定の節度のもとに使えるようにしていただきたいとは思っていますので、できるだけいい方向になるような形で議論できればいいのではないのでしょうか。

委員長 永澤委員。

永澤委員 1つのちょっと事例を挙げますと、うちのほうで、今回も行革の長期、後期のプランの中で武蔵中学校の校庭が一応入っていますよね、売られるということで。その過去の持っていった地元の方からすると、非常に教育的だということで寄附をしたのに、売るとはいかかなものかという意見が出たのです。ちょっとそれを私のほうでお聞きしたときに、今はもういらっしゃらないのでいいと思うのですけれども、前の企画部長がきちっと、このぐらいで売られて、このぐらいを考えていると、そして、どういうふうにもその土地が売られて、県にいき、市にいきという過去の経緯を全部書いてくださったのです。本当にこれはサービスなのです。もしこのサービスを企画部長が、いや、議員さん、それはちょっと教えられませんと言ったらそれまでで、何も手にすることができないということが起きてくるわけなのです。なので、ある意味、本当に議員の、それでも市民との間に立たされた議員の立場というのは、いや、何も教えてもらえないですよねでは済まないわけなのです。

そういうことがあって、私も非常に回答のルールというものを、執行部によって全然違うということではなくて、ある意味統一されたもの、それを今でも事務局の方が、いや、これは無理ですよとか言ってくださる部分もあるので、明文化しておくというのは大変必要なことかなというふうに感じている次第です。

委員長 山本委員。

山本委員 おっしゃることはよくわかっていて、結局、これは制度として今のサービスの部分が縮小されるようなことがもしあったとしたら、我々どうするかといったら、下の情報公開コーナーへ行って、全部、一々情報公開請求する話になるのです。これは結局、ではそれぞれの議員さんがその都度その都度、下へ行って、一々情報公開請求かけてやるという姿が果たして健全かという部分是最悪のケースとしてあり得る話であって、それが正常な議会活動ですかという、議会と理事者との関係として望ましい姿だと私は思わないので、これはきちっとルールとして確立をして、どういう状況に陥ったとしても、極端な話、阿久根市みたいな話になったとしても、ちゃんとこれは最低限、我々の職務として、市長がどんな人であっても求めることができるということはきちんとルール化しておくというのは大事なことだろうなというふうに思います。サービスなのですから、ないと信じますけれども、相手の名前を見て、こいつには出すけれども、あいつには出さないみたいなことだって、サービスなのだから、これは文句言えないわけです。権利として確立するということが、どの議員も同じように求めることができるということになるわけですから、その部分というのはルール化、明文としてのルールを持つというのが意味合いとしては大きいかなという、大事なことだろうなとい

うふうには思います。

委員長　ほかにご意見ありますか。

事務局で何かありますか。特別ありませんか。

現在は、調査権というのは議会にはあるけれども、各個人には、議員にはないけれども、今の段階だと、こういう資料が欲しい、ああいう資料が欲しいという、それは事務局のほうから各課に行ってその資料が集まってくるというふうな状況にあると。ただし、それがそうではない状況になった場合には、ルール化しておかないとちょっと難しいだろうというふうな趣旨ですか。

山本委員　今整理されたとおりですよね。多分、それとは別に、それぞれの議員さんのパーソナリティーの部分で、原課へ行って直取引しているケースも当然あるのだと思うのです。個人的にいきなり相談に行かれて、その行った先でいろいろご教示いただきなりご相談するなりやっている中でもうペーパーが出てくるというケースも、実際にやりとりされている中では恐らくあるだろうというふうには思いますので、これは完全に相手の顔を見てやっている話だから、行っても何ももらえない人がいたとしても私は驚かないし、ただ、それがいい姿かと言われるとちょっと微妙かもしれない、議会として総体として見たときには微妙かもしれないねというのが正直思うところです。ルール化するということは、どの立場に立つ議員も最低ラインとしてここまでのことは権利として行使できるのですよということを決めるということですから、現状もし割を食っている議員がいるのだとしたら、やっぱりその人のことを考えると明文化したほうがいいだろうなというふうには思います。当然、その先、直取引している部分を逆に、では頭を切るのかといったら、そうではないし、それはどうしようもない話ですから、その部分はその部分で残っていくとは思いますが、ただ、要するに、議員として公で活動していく中での資料を求める権利という部分の最低ラインをきちんと確保することだと思っておりますので、これは今ご厚意でやっていただいているという状況よりはむしろ明文化していったほうがいいのでしょうか、やっぱり。

委員長　横田委員。

横田委員　会派で決めているわけでは、話し合ったわけではないですけども、今資料請求とかしている数字とかデータ、行政データについてはやっぱり、今はあくまでもサービスでやっているということですけども、ルールづけというのはやっぱりしておいたほうがいいのかなと思います。ただ、一般質問とかでするようなところまで文書で回答しろということまではちょっとどうかなと思いますけれども、あくまでも行政データを請求するというところだったら、やっぱりある程度、議会の中でルールをつくっておいたほうがいいのではないかなというふうには思います。

委員長　山本委員。

山本委員 それは、今横田委員さんおっしゃられた部分は、多分最低ラインとして決めないかん話なのだろうと思うのです、方向づけとして。その部分すら確保できないような状況ってだれも望んでいないと思いますので、その部分は決めて、皆さん、決めたいほうがいいねということであれば、その部分は最低決めないかんよねということだと思います。

ただ、私なんかのケースでいくと、例えば根拠になっている法律の解釈はどうなっていますかとかいう、これは資料請求というよりも、基本的に解釈の相談の電話をかけるとかいうケースになってくると、当然、そんな資料はないので、向こうさんで見解を調べて、書いて返してくるわけです。それでいくと、もうこれは資料の請求というよりはむしろ質問ですねという話になってしまうケースというのも現実問題としてあるかなという。この前は、人権擁護委員候補者さんの地方議会議員、地方公共団体の議会の議員との兼職の可否みたいな部分の解釈を担当部署、市民相談室ですけれども、実際に電話をかけて聞きましたけれども、それは一応議決までに何とか答えは出してくれましたけれども、ただ、これも直交渉の話ですから、その部分もあるのですが、やっぱり行政の生データだけの取引で終わらない話だと思うのです。これは解釈だったり、解釈とか見解のたぐいまで飛ぶと、これはもう質問になりますから、厳密に考えると。

今、相当緩やかに面倒を見ていただいている部分があって、その意味においては今非常にいい状態なのだろうなというのは、理事者の皆さんもお忙しいのに一々面倒を見ていただいているわけだから、その状態というのはありがたい話だけれども、これは逆に言うと、ご厚意におすがりし続けていていいのかという話でもあるし、権利として確立されて、きちっと公務としてやっていただくという部分の方向へ持っていくのだとしたら、きちっとルール決めをしないといけないという、もう現実、そこまで範囲が広がっているから、そこまで含めて考える必要がありますよねということだろうというふうに思います。だから、文書質問権みたいな形で、きちっとその部分まで含めて広く決めたいほうがいいだろうなという気がします。

委員長 あと、今いろいろ話が出ているのですが、文書質問権というか、質問というと、今、普通だと一般質問で口頭による質問が行われていますよね。それと文書による質問との、そういうふうな関係というかな。一般質問をやらないでも、もうみんな文書で全部やってしまうとか、それともやっぱり一般質問を中心に進んでいくのか。

山本委員 これは、よそさんの場合でいくと、大都市ほど文書質問の重みが増してくるというのは、さいたま市議会だと持ち時間は1人10分かな、一般質問。当然、1人10分ずつ、全員ばらばらに立つなんていうことはあり得ないわけですから、会派で時間を取りまとめて立つということは、2年に1回しか立てないとか1年に1回しかやれないとかいう部分になってくるので、それを補うものとしての文書質問というのをお考えになるケースが結構見受けられます。

さいたま市議会が入れているかどうかはちょっと私は把握していないけれども、大きな自治体、議会の規模が大きくなればなるほど、文書質問というのは、我々でいうところの一般質問にかわるものとしての位置づけが重くなる。

ただ、うちの場合は現状、希望者全員1時間前後、時間が1時間とちょっと保障されているわけですから、それでいくと、登壇するということがメインになりますよねということだと思います。あえてその場を避けて、文書質問のほうをメインにやる議員さんというのは余りいらっしやらないと思うので、あくまで登壇するための予備的な、下調べ的な部分でお使いになるケースのほうを私は想定するのです。だから、その部分の位置づけの差というのは出てくるかな。

ただ、それを明文で差をつけるという、文章で明文で差をつけるという部分は非常に難しいものがある、逆に議案質疑のほうで、うちの場合、自由に立てるわけではないような動きになっていますから、事実上、会派の代表質疑になってしまっていて、全員が登壇するわけではありませぬので、その部分に絡む部分の文書質問みたいな話も当然出てくる、議案に絡んだ部分でのものも出てくるし、時間制限も小さい会派ほど厳しいですから、そういった部分での使い方が逆に出てきて、それでいくと、もうほとんど、登壇者の質問、質疑との間にはそんなに差がなくなってしまうのかなという気がします。そうすると、開いている間、登壇するのは開いていないと登壇できないわけですから、その部分との、開いている間にやる質問と同等のものを、では閉じているときにやっていいのかという話になるわけで、その部分の、会期のあり方という部分との整理をきちとした上で決めんならんという話だろうというふうに思います。だから、その意味でいくと、私個人の考えとしては、もう通年議会ということに踏み込んで考えていかないと、この制度自体生きてこないかなという、難しいところですけども、それを踏み込む必要があるかなというふうには思いますけれども。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 質問なのですけれども、提出した公明党さんのほうの思いの、今回の調査権の拡大と、今山本委員の言ったのとか、ちょっと食い違ってきているのか、私が理解していないのかよくわからないのだけれども、ですよね。だから、そこら辺をどういうふうに行っていくのかなと思ったのですけれども。

委員長 永澤委員。

永澤委員 一番通してほしい、マル特Aというのは、今山本委員のおっしゃったような形の、文書質問に対して文書で答えるという、施政方針から含めて、この問題に対しての姿勢とかというものを答えるというのが理想です。ただし、やはりそれは今皆さんおっしゃっているように、一般質問で回答を得ることができるわけで、年に4回それがあって、これを今言ったみたいに議会中にしか行使できないものになってきますと、そんなに行使をする場所というのが、

限られてくるものになってしまうのかなというのはちょっと私のほうでも考えてはいる、先ほど何回もおっしゃっているように、通年議会にしていかないと、いつでもそれが来るという話にはなっていないということだと思います。

ただし、今、先ほど言ったみたいに、サービスの部分をきちっとした明文化してほしいという部分と、最低限です。それと、今本当に数字だけなのです。過去3年間の数字とか、要するに数字だけの資料というか、ほとんどいただいているかと思うのですけれども、それに対して、その数字に対しての意見とかどういうふうに見ていらっしゃるのかとか、そういうところは全く答えていただけていないわけですよ、通例のそういうことに関しても。ですので、せめてそのぐらいまでは例えば質問ができるようになると、非常に今回の、私、例で感じたのですけれども、市民の方にも説明がしやすいですし、非常にありがたいというふうには思いました。

ですから、ちょっと2本立てになってしまうかもしれないのですけれども、これをもし決めて、どこら辺で落としていくかという、今の入間市議会としてのというふうになってきたときには、やはり22人全員が一般質問して、とても時間が足りないかということではないので、ある程度、一般質問の範囲の中で自分の権利というか、そういう質問の権利は今十分とられているのかなというふうには思います。2本立てです。だから、理想は山本委員の言った、所沢市の、要するに。埼玉県議会なんかも、結局、年に何回ですか、ご自身ができるのって、1回あるか、1回来ないか。そのぐらいなのです。それで、ほとんど時間の中で、30分の中であっとおっしゃられて、1回の大体戻りで終わってしまうという話なのです、一般質問というのが。だから、ほとんどそういう、要するにふだんのことというのは全部文書質問でされなければ何も得られないわけです。だから、やっぱりこれも本当に議員の権利なのです。ただ、それをさっき、どこでも行使してしまうとすごく大変なことになってしまうので、議会中にするのか、その辺も含めての話というのが大きく関係してくると思います。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 すごくこれって、一個人というか、議員と執行部だけの文書でやったものがある程度公表されないとというのがすごく懸念されるかなと今お話を聞きながら思ったのだけれども、一般質問でやれば皆さんが聞いているし、放映もされているし、それから記録にも残っているし、いろんな点ではみんなが情報はわかるけれども、一議員がかなり、一般質問的なことを文書で回答をもらったときの、その公表の仕方というか、広報の仕方というか、それは私にはちょっとわからないのですけれども。

それともう一つは、その根拠というものは部長あたりでも出せるかもしれないのだけれども、数字に対してのいろんな計画や何かのことを文書でもらったときに、それが果たしてど

こまで市長決裁ができていいのか、そのところがちょっと、どうやって担保されるのかというか。かなりデータ収集に当たって、これを見たときにすごく、それはどういうふうに、私たちの権利はいろいろ主張しても、やっぱり守らなければならないところもありますし、市の行政の守るというか、いいまちづくりをするために、一議員だけのために変に流れてしまっただけは困るし、そこら辺のことがどうやってこれって担保されるのかなというの、これを見たとき、私はちょっとそこがわからなかったというか、ところだったのですけれども。

委員長 永澤委員。

永澤委員 今局長おっしゃったように、全体に公表になるわけですね。

委員長 局長。

議会事務局長 そのところ、先ほどちょっと整理する意味で申し上げたのですけれども、この話はやっぱり2本の話があるのです。1つは、最初の1行目の資料請求というものの制度、これは今行われていますけれども、もう一つは、2行目の施政方針とか執行部の見解というのは別な話なのです。資料請求についてどうするのか、あと施政方針や執行部の見解はどうするのか。執行部の方針と執行部の見解を求める制度というのは、文書質問制度ということなのです。ですから、資料請求制度というものと文書質問制度という2本立ての考え方をここでちょっと1行で表現されているので、あいまいなのかなと、2つの制度があるのかなということだと思います。ですから、今永澤委員さんがおっしゃったように微妙なところがあったのですけれども、資料請求をしているのか、執行部の見解を聞いているのかというのが、そこはちょっと線を引かれたほうがよろしいのかなというふうに思います。

以上です。

委員長 データであれば、それを出すかどうかというのは、情報公開とかそういう中で一応はルール化されていますから、出てくる内容はあるわけで、それ以上の見解について求めても、検討中という答えが返ってきたときには、何もそこから先へ進まないというか、ことにもなるかもしれないし。その辺の条件づけというのですか、その辺のところもちょっと。

事務局長。

議会事務局長 先ほどの話の続きになってしまうのですけれども、資料請求の場合にはそういうふうに、個人がもし請求して、個人が使って、それを入れますよね。それを一般質問に使うか使わないかは別な問題ですけれども、今言ったように、市の方針とか執行部の見解を求めた場合には、これは公表をやっぱりしなければいけないでしょうということです。

委員長 山本委員。

山本委員 今局長とか皆さん、仕分けされたので、資料のお取り寄せの部分と、私もそう思うのです。資料のお取り寄せの部分と見解とか方針の問いただしの部分は分けて考える必要があるのですよねというのは、確かにそのとおりやと思います。資料の取り寄せというのは、これは事

事務局機能等々の絡みの中で決まっていく話だろうし、明文化の方向というのはちょっとまた別に考えないかんだらうなという気もします。

ただ、見解、方針の問いただしのほうの部分については、これは副委員長おっしゃられたように、これはあくまでいただくものは市の公式見解でないとまずいわけですから、局長の個人で、課長さんとか書いた執筆者の個人の思いでは困るわけで、これは当然、市の公式見解でなければならぬということは、国会の質問趣意書の回答って全部閣議決定なのです。だから、当然庁議で決定していただかならんという話になります。庁議で確認して決定してもらった公式見解を返してもらおうという話になるから、それだけ大きなものになるでしょうねということです。だから、その手間を考えると、やっぱり乱発はよろしくないですねということ、それだけ重たいものになるので、年間何回とかとやっぱり決めておかないと、こんなものは毎日出されたらえらいことになりますから、それは一件一件、全部庁議で決定してもらわなあかんというぐらいの重みのものであるという部分でいくと、その部分の回数制限だとか整理をする必要はあるでしょうねということです。そのぐらい重いものだということとで位置づけていかないと切りがないということだと思います。

ただ、それでいくと、やっぱり答弁書の庁議決定してもらおうという話になると、やっぱりこれは会期のあり方をきちんとしないと、回数制限を置いたとしても、閉会中に固めてするような人も多分、決め方によっては出てきてしまうかもしれないしという部分、一般質問、登壇者の質問よりもそっちのほうにウエートをかける人も当然出てきてしまう可能性はありますし、そういう部分の整理でいくと、やっぱり会期でないときの人のほうが、こういうときに強がって言うのはやっぱり余りいい話ではないだろうという気もしますし、そもそも会期でないのにその質問に答える必要があるのかという問い返しも当然理事者側からとしてはあると思いますから、会期の設定の仕方、また会期の中での審査期間の持ち方はまた別の話なので、会期というものをどういうふうに置くかという部分と絡めて、後段の問いただしのほうは決めていく必要があるのでしょうかね。制度としてあったほうがいいのかと思うのですが、ちょっとそっちのほうをクリアせんといかんことが幾つかあるような気がします。ただ、お取り寄せのほうはちょっと充実させる方向で決めていくほうが、まずそのステップは先にやったほうがいいでしょうねというのは思います。

委員長 いろいろ話が出て、ある程度煮詰まってきたような気もしますが、そこのあれをまた事務局のほうでちょっと、今、回数制限があったほうがいいのか、例えば方針についてとか見解については、やっぱり、市長の庁議か何かにかけないと決まらない内容とか確認しないといけない内容とか、そういうのを、全部が賛成するとか、そういうことではなくて、今、きょう出た話の中で、こういうふうなことについてはこういうふうなハードルがありますよというふうなところをちょっと箇条書きか何かにしていただければありがたいなと。

局長。

議会事務局長 見解については、市長決裁で、市長がこうだと言えばそのとおりなのですからけれども。

もちろん、庁議で確認するということは当然あるかとは思いますが、基本的には市長が、市長決裁にならざるを得ないと思っておりますけれども、出す場合には。

以上です。

委員長 という内容があるので、どういうふうに話を進めていったらいいか、ちょっと難しいのですけれども、データとかそういうものについては、市のほうは情報公開とかそういうのがあるから、あるものについては議員がやっても市民がやっても情報公開をしていく内容はある、そういう考えでいいのでしょうか。

事務局長。

議会事務局長 今の話。市民というのは、ちょっと今あれなのですからけれども、ある意味市民の方も同じレベルではあるのです。市民の方が来て、窓口でこういう資料が欲しいのですけれどもといったときに、手持ちであれば出す、これはその所属長の権限でやる場合もありますし。ただ、議員さんの資料請求については、もうちょっとと言うと語弊がありますが、重要に考えていますので、なくてもつくったり、あれば当然出しますし、なくても出すと。つまり、かなりの部分でお出しするというふうなことはあると思っております。そういうところですからけれども。

委員長 永澤委員。

永澤委員 その辺もここで決めていくことだと思うのです。執行部にお聞きする内容ではなくて、ある程度、要するに、いきなり資料請求をしたから、全部が出さなければならないとしてしまうのか、それとも1段、事務局と例えば相談をしながらの範囲にするとか、そういうところも決めごとの中で決めていくことも大事だなと思うのです。

今局長おっしゃったように、やっぱりここは2本立てでいかななくてはいけないので、まずはちょっとサービスという部分を明確に出すということを1つ決めていくルールと、あとやっぱり、次の文書の、文書質問ですよね、これ。文書質問を明文化していくということに関しては、またちょっと大きな問題になるということであれば、もしそこもお認めいただくのであれば、会期中であるとか年に1回とするとか、そういう形まで決めるし、そこはちょっと厳しいというのであれば、また次回にというか、その2本立てでちょっと話をさせていただければありがたいです。

委員長 安道委員。

安道委員 私も今聞いていて思ったのは、資料請求のほうは、当然にこちら側が求めたものについてはきちんと出してもらおうと、これは問題がないのかなと思うのです。もう片方の施政方針とか執行部の見解といった場合のいくと、会期中に限るのか、それとも通年になるのか、そ

このところが課題になるのかなと。

今回のことで、1つ思っていた、先ほどありました。3月の議会のときに一般質問が取り下げられなければならないような状況をつくってしまったと、ああいう状況を見たときに、あれはやっぱりちゃんと認めて、文書回答というふうな形になると議会報告にも載せられたし、ちゃんと市民の方にも公表できたしというふうなことで、ああいった何かあったときの議員の一般質問権というか、そういうものをちゃんと保障するという点では、これがあると生きるのかなという点では。ただ、その点はこれからうちも会派に持ち帰って検討したいと思いますけれども、これは通年となってくるとどうなのかという点では、ちょっとやっぱり少し検討しなくてはいけないのかなと。

さっきもありましたけれども、例えばさいたま市なんかだと、一般質問がやっぱりすごく限られているのですよね、こちらと違って。そういう点でいうと、入間市の場合は一般質問はかなり充実と言っていいのか、皆さんがきちんとやりたいとなったら、みんな時間もちゃんと確保されているという点でいくと機能しているという側面はあるので、その点はさいたま市なんかとはちょっと状況が違うのかなという点を感じているところです。そういうふうに、一般質問をきちんと確保できないところはやっぱりこういったことをやっていかないと、自分が聞きたいことも聞けないというふうな状況があるわけで、それでこういったことは生きてくるのだろうなというふうなことを思うと、入間市でそれを一緒に当てはめていいかどうかと、これはちょっと、会派でもう少し検討したいなというふうに思います。

委員長 何か事務局であれば。

高山主幹。

議会事務局主幹 参考になるかどうか、発言させていただきますと、現在の資料請求という手続は、事務局長名で総務部長あてに出しているという形をとっています。これは何かというと、いわゆる事務レベルのやりとりだよという形になります。

今の話を聞いていますと、施政方針ですとか執行部に見解を求める文書回答を求めるような質問状なりを出す場合には、ちょっと個人的な意見も言わせてもらおうと、議長名で市長に対してというような、公文書、何と言ったらいいのだろう、そういうスケールで考えたほうがいいのかな。先ほど副委員長さんも言われたように、公開が条件というような。前段で言った資料請求の部分は、現在は事務方の取り扱いとしては、A議員さんの資料請求内容は他の議員さんには見せないというような取り扱いをしております。ですから、だれがどういう請求をしているかというのは本人しかわからないというような取り扱いをしております。それは、事務局長から総務部長という、事務レベルの本当のやりとりというレベルにとどめています。

でも、先ほどの議論を聞いていますと、一般質問と同等の質問状なりを出すという場合に

は、やはりこれは議会として公衆の面前で質問しているという意味にもっともいいのかなという、そういう議論もしていただけたらいいのかなという、そこを伏せたままで一議員が一市長とやりとりするというのは議会としてどうなのかなとか、そういうことも考えていただいたほうがいいのかと、感想めいた話ですけれども、思いました。

以上でございます。

委員長 山本委員。

山本委員 だから、文書質問権となったときに、今主幹もおっしゃられたように非常に重たい話になります。もうほとんど一般質問にかわるものというぐらいの位置づけに、どうしても重さ的になってしまう部分だと、当然、市の議会のホームページに全部質問と答弁を公表しないといけないだろうし、重さとして。当然、それについては決めも重くなるので、そうそう乱発するものではないだろうというのは1つ、繰り返しになりますけれども、あるのと。

だから、何が言いたいかというと、資料のお取り寄せ、今事務レベルでやっていただいているということでご説明ありましたけれども、資料のお取り寄せあるいは制度の問い合わせ、だから、お取り寄せ、問い合わせのたぐいの部分をまずかちりすることかな。当然、資料の、横田委員さん言うような形の生データのお取り寄せの部分と、あとやっぱり、多少の問い合わせというのは多分もう一つ概念として入ってくると思うのです。この部分が今の資料請求になじむのかなと思いついて出しているという部分も現実としてあるのかなという。だから、不存在の資料をつくってもらってという部分というのは、生データの部分と、あとやっぱり制度の解釈だとか、そういった部分で出していて、それを多分、向こうさんで六法とか引いて返してくれているケースもあるでしょうから、お問い合わせという概念を入れた上で、そこの事務レベルでやっていただく部分の範疇のやりようというのをちょっと整理したほうがいいのかという部分があるのかな。その上で、もっと大がかりな部分のやりとりをどうしましょうという部分については、ちょっとまた別建てで、2階建てで考えるような印象を持ちます。

これは多分、時期によっては出ている議案とのあれでも絡んでくるだろうし、いろんなバリエーションが出てくると思うので、問い合わせ、お取り寄せの部分でも、当然皆さんのそれぞれの実務の中でいろいろ絡んでくる部分でもあるでしょうから、その部分はちょっとうまいこと、まずそのレベルはちゃんと使えるようにしていくということになるのかなという。多分、公明党さんが一番問題を持たれているところの半分ぐらいのところまでは、多分問い合わせだとか、その部分のレベルかなという感じがしますから、その上の質問にかかわるとかいう部分というのは多分その先の話でしょうから、それは2段階で成立していくということで、ちょっと、お取り寄せと問い合わせという概念を入れていただいて、そこからやっていくようではないですか。多分、それでもしかしたら用がある程度足りてしまうのかもしれないし

というところかもしれません。

委員長 今山本委員さんが言われたように、局長もさっきも言われていたように、データの部分と  
いうか、その部分と方針とか、あと見解とか、そういう部分とは少し分けて進めていきます  
か。どの会派がどういうふうになるかわからないですけども、その辺のところ、一応分け  
て考えていくということで、また検討してきていただくとともに、きょう出たいろいろな項  
目を、例えば重たい部分については年何回に決めたほうがいいとか、何かありましたよね。  
そののちょっと、やらなくていい……

宮岡幸江委員 そこまでできないではないの。

委員長 できない。わかりました。うちのほうだと、持って帰って、それで話すのに、話す材料が  
……

永澤委員 大丈夫ですよ、委員長がいる……

委員長 そういうふうな、では、こういうふうな話があったというふうな話の中で話をさせていた  
だいて、その2つはとりあえずちょっと分けて考えていく方向の、委員会の中では進め方を  
していきたいと思います。

一応、大体、きょうのところはその辺のところにしておきますか。時間的にも。

それとあと、今後の改革の方向のことについてちょっと検討していただきたい内容が資料  
として配られているのかな。資料として配られている内容があると思うのですが、これをち  
よっと事務局で説明をお願いします。

玉井主幹。

議会事務局主幹 まず、A4の横のやつですけども、ちょっと実はこれは色がついているのですけ  
れども、見にくくて申しわけないのですが、1ページ目、2ページ目、3ページ目に、中段  
がちよっと黒くなっています。その上までの、実は1ページ、2ページまでは、検討がこの  
委員会で終わっているものでございます。黒くなっているところが、中期課題とか長期課題  
に持ち越ししましょうとか、継続審査あるいは留保しておいて、何かが決まるまで留保しまし  
ょうというような表になっています。

その黒から下の表の右側に点数がついていると思います。こちら、点数がついているの  
が、その次のページと続きまして、こちらについては未審査のものが表示してございます。  
これが点数別で表示されていまして、以前、スケジュールで点数の多いものからやっていき  
ましょうよというようなことが決定されていたかと思いますが、そういった形で表示  
させていただいております。そういう資料でございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

一応、これから先、ある程度期間が限定されてくるので、どんなものがあるか、一応事務

局のほうに書き出してもらいました。それで、この中で重いもの、軽いもの、いろいろあるとは思いますが、一応そこに表示させていただいております。それで、今の段階ですと、点数の8点とか、そういう重いところから项目的には点数がついていますので、そこから進んでいくというふうな最初の方針ではなっています。次回から一応そういうふうな形で、残ったものをこれから審査していくわけなのですが、何かご提案があればまた次回までにさせていただいて、特別なようでしたら現行のまま進んでいく方向になると思います。

あと、いろいろ、簡単にぱっと見ますと、例えば住民投票とかそういうふうな問題もありますし、あとは例えば会議録作成支援システムの導入とか、そういうのはちょっと難しいのかなとか前言われたような内容もありますし、いろいろあろうと思いますけれども、順次これを進めていきたいと。ある程度めどが立った段階で、3時間ずつやって10回ぐらいで終わればいいかなという気がしますが、その先には今度、文章化するかどうかというふうな問題も出てきます。そういうふうなことを考えたときに、やっぱりどちらを重視するかというと、やっぱりこの問題について、しっかりとした時間を持って話し合いをするということを中心に進めていくということによってやっていきたいと思いますが。文章化までいくかどうか、難しい点もあろうかと思いますが、その辺のところも皆さんのご意見があれば、次のときに出していただければと思います。というふうなところでよろしいでしょうか。

玉井主幹。

議会事務局主幹 ちょっと、表の今、一番右側に四角があると思うのですが、先ほど点数が入っていたところですが、もう既にご決定いただいている、今1ページ目とかを見ていただけると日にちが書いてありまして、これは議運に諮った日にち、議会運営委員会のほうで了承いただいているものです。真ん中が第何回で決定していますよというような内容です。ちょっと入れているつもりが抜けてしまって申しわけなかったのですが、そういう意味の表でございます。

委員長 わかりました。

何かあればあれですが、特別なければ、次回の日程を決めないといけないね。

永澤委員。

永澤委員 これはちょっとまた次回、皆さんにちょっと協議していただきたいということで、持ち帰りの内容として1つ入れていただきたいのですが、今回の友山議員の質問において市長が退陣を表明されたということで、12月議会は新市長でということになると思うのです。全員が一般質問するのがいいのか、それとも代表質問制みたいな形で、施政方針に対して質問をするというのがふさわしい、そういうのとかがあるので、もしそういうことが12月議会で可能かどうかも含めて……。

委員長 代表質問にすることが。

永澤委員 今、代表質問制がないですよ、要するに。議会運営委員会でそういうのって協議すれば、  
そうしようと言えはなるものですか。

委員長 代表者会議。

議会事務局主幹 議運。

委員長 議運で、今回は市長に対しては代表質問制にしよう……

永澤委員 か、代表者会議。

委員長 暫時休憩いたします。

午後 4時22分 休憩

午後 4時30分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。

事務局から何かありますか。特別はないですか。

次回日程は、7月26日、午前9時30分より開会いたします。

以上でございます。

△ 閉会の宣告（午後 4時31分）

委員長 これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲